

阿比乃中山

あひのなかやま

相模湖歴史研究会報

平成二十九年三月一日 創刊
第五号 平成三十一年三月一日発行

道志橋について

はしがき

相模原市緑区で、三ヶ木から相模湖に向かう国道412号線に、道志川を跨ぐ道志橋がある。ここは道志川が相模川に合流する手前の橋で、東京オリンピックのあつた昭和三十九年（一九六四）に、長い美しいアーチ型の「新道志橋」として完成した。その下には「沼本」という集落があつたが、津久井湖築造の為、大部分は相模原の二本松へ移住している。現在は津久井湖築造に際し、影響を受けなかつた沼本の数十軒ほどが新道志橋の下で生活をしている。新道志橋があるという事は旧道志橋があるという事で、今回の「道志橋開通式」の話は旧道志橋の話である。

旧道志橋は三ヶ木を下り、新道志橋手前で左に下つていくと、道は大きく一八〇度右に曲がる地点がある。その先是三太旅館や青山浄水場方面となるが、曲がらず道なりの砂利道を下つて行くと道志川に突き当たり、旧道志橋の鉄橋を撤去した後のコンクリートに、その面影を見ることが出来る。この辺りに元の三太旅館があり、ここがNHKラジオで昭和二十五年（一九五〇）に放送され、映画やテレビドラマにもなつた「三太物語」の地である。ここに旧道志橋が掛かり、向かいの相模湖（元内郷村）沼本地区と県道が結ばれていた。

- この旧道志橋のすぐ上流の岩下には深い淵があり「上河童 うわがっぱ」と言われた。橋下流にある淵は「下河童 したがっぱ」と言われ、いざれも子供が河童にさらわれるほどの深くて危険な淵であるからこの地名となつてゐる。しかし、津久井湖ができる前の人達にとっては、懐かしい地であり、夏休みには危険ながら飛び込んだり、魚を取つたり、泳ぐには最適の場所であったのである。
- 以下掲載の「道志橋開通式」は、この会報「阿比乃中山」創刊号から四号まで掲載した一部の内容と同様、明治四十三年に創刊「阿比能山可希 あひのやまかげ」第六号に掲載されたものを抜粋したもので、横浜貿易新聞に三回に渡り掲載された。旧道志橋開通式は大正二年（一九一三）三月二十三日
- 阿比乃中山 第五号 目次
- 一、道志橋について 一頁
- 道志橋開通式 明治四十四年九月十五日 二頁～四頁
- *旧道志橋開通式記念写真 三頁
- *新旧の道志橋写真 四頁
- 一、寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その二 五頁～十九頁
- 相模湖歴史研究会会員 山田正法 二十頁～二十三頁
- 一、鼠坂宿の火事古文書史料

の事であつた。尚、以下、文中の句読点、漢字等は全て原文のままである。尚、文中の注解は、筆者が加筆したものである。

渡船（行列）

- | | |
|--------------|--------|
| 一、先導橋工（左右二人） | 二、渡夫渡婦 |
| 三、知事以下 | 四、縣會議員 |
| 五、郡長両岸村長 | 六、來賓 |

- | | |
|------|--------|
| 七、橋工 | 八、齋主祭官 |
|------|--------|

以上

道志橋につきてはその架設中並に開通式當日迄津久井郡長よりの委託により写真撮影に努めたり。左に掲ぐるは予の撮影にかかるものにして『横浜貿易新報』所載開通式の日参列者に配付せられたるなり。全紙の記事も併せて摘録すべし。

○道志橋開通式

今廿三日午前十一時

道志橋は津久井郡馬入川上流内郷村三ヶ木村入會吉野三崎往還道志川の架設せる橋梁にして、明治四十四年九月十五日約二万一千円の経費を投じて起工し、全長百四十一尺、幅二間半、内郷村側は百六十尺のプラット式鐵鋼構桁連の鐵橋とし橋臺は花崗岩を以て結立て、三ヶ木村側は八十一尺を鐵桁を利用したる木橋とし過日開橋したる平山橋同様頗る堅固なるものなるが、今廿三日午前十一時を以て挙行せらるゝ開橋式次第は左の如し。

第一鈴（一同着席）

神事開始（一同敬禮）

修祓

降神（一同起立敬禮）

獻饌

祝詞（一同敬禮）

拜禮 知事以下郡部縣會議長及議員郡長両岸村長

撤饌

昇神神官退出

第二鈴

一、挙式ノ挨拶

三、式辞

四、開式

二、工事報告

四、來賓祝辭

第三鈴

注解（筆者）

當主安太郎氏は同村小学校卒業後は専ら農業に精励し、同村寸澤嵐区会並びに村委会員等の名譽職に推され公共の為めに盡粹一方ならず、其配トリ子は同村寸澤嵐九百二十九番地に生れ明治二十二年五月十一日結婚し六男二女を挙げ當主を助けて家運の隆盛を計れり。長子隆壽氏は同村小学校並に群立蠶業学校を卒業し、専ら蠶業に従事して範を示し、今は同村屈指の養蠶家にして、昨年は本縣蠶業取締所に検査吏員を勤務せり。其配フサ子は同村寸澤嵐千二百九十番地に生れ、従兄弟姉妹の縁故を以て婚嫁し、一家打揃ふて圓満なる家庭をなし洋々として春の海の如し。 （横浜貿易新報大正二年三月廿三日所載）

尚ほ當日橋の前後に縁門を造り、其他各國旗を以て裝飾を施し式の前後に煙火其他餘興あり。

○渡初の三夫婦

前記道志橋開通式に際し渡初の名譽を荷へる三夫婦は山口仁兵衛翁夫妻と其息夫婦孫夫妻にて、翁は天保十三年四月十六日津久井郡内郷村寸澤嵐千八百五十五番地に生れ、祖先の業を継ぎ孜々として農蠶を勉励し今や同村第一流の資産家たるも、今尚其手に鍬鋤を絶たず、其の配イソ姫は弘化元年二月十一日本郡青野原村に生れ、慶應二年三月二十一日翁に嫁し一男三女を挙げたり。

戸時代俗名変遷表を辿つてみると、旧相模湖町（元内郷村）の道志地区に住居する屋号「酒屋」の山口家であつた。近年では山口卓良家に当たる家である。妻イソさんは青野原村の井上三左衛門次女で

道志橋開通記念写真



仁兵衛さんに嫁いでいる。当主安太郎さんは仁兵衛さんの長男で明治四年生まれなので道志橋開通式では四十二歳の壯年であった。安太郎さんの妻トリ子さんは、九百二十九番地の江藤縫右衛門家から嫁ぎ、寸沢嵐の屋号「下中丸」で江藤歯医者さんの家である。名前は「トリ子」となっているが、筆者の調査では明治四年生まれの「リト」さんことで新聞記者の間違いかも知れない。「リト」さんであるなら道志橋開通時では四十五歳となり安太郎さんの四十二歳と近く、年齢的には安太郎さんご夫婦となる。安太郎さんの長子陸壽さんは当時二十一歳で、妻の「フサ子」さんは、同じ道志地区の井草家から縁あって山口家へ嫁いだ様である。残念ながら陸壽さんは大正十五年、三十四歳で亡くなられている。

○道志橋開通す

群衆一万盛況を極む

縣下津久井郡吉野三崎往還道志橋の開通式は豫報の如く一昨廿三日午前一時より挙行されたるが、郡役所及び関係村役場吏員は前日本縣廳より出張したる安藤属の指揮にて縁門、国旗、幟幕等夫れく裝飾及び式場の準備に遺漏なく席定まるや早朝自動車にて來着したる知事代理堀内務部長、白坂地方課長、清水土木課長、坪井保安課長及び北尾技師等の一行は熊谷郡長に導かれて着席、續いて郡部縣會議員、各郡會議員、山口内郷村長、角田組合村長、関係技術者、請負人等各々設けの席に着く。軒て第一鈴と共に神事は開始せられ一同敬礼の裡に修祓、降神、獻饌、祭官の祝詞及び郡長以下各員の拜礼を終り、次で堀内務部長より挙式の挨拶ありて北尾技師の工事報告。知事代理の式辭、來賓の祝辭等型の如く済み、渡初め移る。既記山口仁兵衛一家の三夫婦は羽織袴及び黒紋付裾模様の扮装にて二名の橋工に導かれ渡初めを為す。堀部長以下関係官公吏員、各縣會議員、來賓、請負人、齋官、橋工等これに続いて渡橋を終り、三時半閉式し夫れより一同天幕張の別席にて祝宴を開き目出度く解散したり。餘興には花火、太神樂、角力等あり遠くは中野、與瀬等より集来せし者頗る多く、參觀群衆一万人と注せられ非常の雜沓を呈したるが、夜に入りては更に一層の群衆にて織るが如く提灯の光河面に映じて美觀を呈したり。尚ほ當日は横浜貿易新報数千枚を式場参列者に配付して盛況を添へたり。

(同紙三月廿五日所載)

○道志橋開通餘聞
絶好なる橋畔の眺め

道志橋開通式は既報の如く去廿三日滯りなく執行されたるが尚當日の模様を拾ひ記さんに、当日は橋の前後に大縁門を建て其他数町間道路両側に建柱して紅白の幔幕を引廻し無数の国旗を吊し来賓休憩所等は裝飾を凝らし餘興には里神樂の催しあり、風景絶佳の道志橋付近の事とて遠近の眺望の美なる筆紙に盡し難く、此盛況を見物せんと押寄するもの無数にて同地未曾有の賑なりし。熊谷同郡長、杉本郡書記を始め郡視学郡書記等の諸氏は諸般の斡旋に努め、些の遺憾なかりしは大に其労を謝すべく本社は本開通式を祝するの微意より本紙百枚を寄贈せることは亦既報の如し。（同紙三月 日所載）



旧道志橋（市掲載資料より）

旧道志橋跡と新道志橋（市掲載資料より）



以下は、平成三十年三月発行の『阿比乃中山 第三号』「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説（その一）」の続きです。そちらの「阿比乃中山 第三号」も併せてご覧下さい。

寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その二

三、元和五年寸嵐之郷検地と与次右衛門、そして宝源寺について

イ、貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳

- 5 -

小身の旗本貴志弥兵衛正吉が、若柳郷の内、寸沢嵐郷二百石余りを私領として宛がわれた時、若柳・寸沢嵐村は、平成三十年三月一日発行『相模湖歴史研究会報「阿比乃中山』第三号』「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一」の二「口、天正十一年、慶安二年、元和五年古文書と千木良村當所根元記」で記述した様に「ちくご」と申す者が名主役を務めていたが、貴志弥兵衛正吉は、私領寸沢嵐については、自分のご意向、お見立てにより、与次右衛門と言う百姓を名主役に抜擢したのである。『阿比乃中山 第三号』の慶安二年丑十月の古文書（写真2）に依ると、与次右衛門の寸沢嵐村の名主役は、貴志弥兵衛正盛が亡くなり、寸沢嵐村が上給され、幕府の直轄領に成つても、守屋左太夫代官のもとで三年間続いている。これはこの章「口 江藤与次右衛門と大谷家」でも詳細を記述するが、与次右衛門の没年月日は大谷家墓地内の与次右衛門墓石調査から、元和八年（一六二二）八月十五日で、この日が処刑された年月日と見られ、寸沢嵐村上給が元和五年（一六一九）であるので、その後、寸沢嵐村の守屋左太夫代官下で与次右衛門は元和八年の処刑されるまで、寸沢嵐村名主を勤めていた事が理解される。

正吉の子貴志弥兵衛正盛は、元和四年（一六一八）十八歳にて死去し、その後貴志家は嗣子が無いため断絶した。元和五年寸嵐之郷上給検地が行われ、寸沢嵐村は古守屋左太夫（行廣）が若柳村と同様、寸沢嵐村の代官と成った。ここに若柳村と寸沢嵐村が誕生したのである。元和五年の「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の表紙には地詰案内者として、与次右衛門、次兵衛、喜左衛門の名が記され、この検地帳は未だ貫文制である。この御地詰帳を筆者は分析し、名請耕作人の耕作高順位等も調べている。（表1）与次右衛門は総耕作高順位で第九位、処刑された与次右衛門跡地を預る様になつた孫右衛門（大谷）は五位、喜左衛門（山口）は寸沢嵐村名請耕作人中第一位であつた。参考までに「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の総耕作高順位を、第二十位まで下記の表1に纏めてみた。尚、この表1では総耕作高は分付けも含まれる。つまり、小作で本百姓の為に耕作している分もその本百姓の分として繰り入れた。

「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の分析で、特徴ある人物を記して見ると、名請耕作人で苗字記載の人物は、第八位の千三十二文の「榎本」、第二十一位の八百七文の「小川」で、榎本はすでに『相模湖歴史研究会報 第三号』「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一」の二「口、天正十二年、慶安二年、元和五年古文書と千木良村當所根元記」でその有力者について詳細を記した。小川については、関ヶ原の合戦で、豊臣方から小早川秀秋と共に家康側に寝返り、家康側を勝利に導いた小大名の伊予今治の城主・小川土佐守祐忠に関係している。祐忠は合戦後家康にどういう訳か嫌われ、大名領地を没収された。その後行方不明となり祐忠の隠遁地が何処であるかは長い間不明であつた。昭和二十五年頃、正覚寺先住亮因和尚が尾房山に観音堂を建立すると、その近辺から「玄空祐信禪定門 元和六庚申年五月六日」なる墓が見つかり、正覚寺の過去帳と照会した所、この戒名は鼠坂小川七郎兵衛先祖とわかり、また、小川系図と参照したところ小川祐忠に関係した墓と確認された。小川系図によると元和元年大阪夏の陣に際し、祐忠の弟源左衛門は軍功あって尾房山を拝領し、その後、源左衛門は慶長九年の若柳村検地の際、鼠坂に居を移したと記されている。これ以来、鼠坂には脇往還の関所が置かれ小川の末裔が住んで来ている。以上の様な事で、検地帳の「小川」は小川土佐守祐忠の弟や家臣が此の地に土着した人物と見てよい。「小川」は慶長九年の若柳村検地帳では、千六百十八文を耕作し第六位であつた。小川本家が住む周囲は寸沢嵐村でありながら若柳村に属し、元和五年の寸嵐之郷上給検地帳の小川の記載は、若柳村から寸沢嵐村への入作地分であると思われる。

貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳で官途名を持つ人物として、「図書」、「織部」が、そして受領名を持つ人物として、「兵庫」、「若狭」の記載がある。「図書」については、筆者の墓地調査に於いて某野呂家の墓には「図書」の名が刻まれているので、野呂家と図書は同一家である事が判明する。この図書は寸嵐之郷上給検地では九百三十三文で第十二位、また、永禄二年（一五五九）の北条衆所領役帳の若柳村に、野呂左京亮屋敷や同中納言の記載がある事からこれらの野呂氏の後裔であろう。「織部」は上給検地では九百四十九文で第十一位、『柳田国男全集 定本二五』の「相州内郷村の話」

5	4	3	2	1	順位	表1 貴志弥兵衛上給寸嵐之鄉御地詰帳耕作高順位表
1244	1393	1397	1676	4329 文	耕作高 (文)	
孫右衛門	理右衛門	二郎右衛門	五郎左衛門	喜左衛門	俗名	
沼本・寸沢嵐	道志・北	道志・北	道志・新戸	山口	地区	
大谷 (与次右衛門跡地後継人)	井草	押田	岩田	山口	子孫苗字	
10	9	8	7	6	順位	
1010	1021	1032	1081	1104 文	耕作高 (文)	表2 仁兵衛上給寸嵐之鄉御地詰帳耕作高順位表
弥右衛門	与次右衛門 貴志家領地寸嵐村名主	榎本	四郎左衛門	四郎右衛門	俗名	
道志・館	寸沢嵐	道志・南	道志・北	関口	地区	
岩田	江藤	榎本	岩田	岡本	子孫苗字	
15	14	13	12	11	順位	表3 正覚寺上給寸嵐之鄉御地詰帳耕作高順位表
902	923	926	933	949 文	耕作高 (文)	
仁兵衛	藤兵衛	庄三郎	図書	織部	俗名	
道志・館	鼠坂	沼本	道志・館	(増原)	地区	
山口	小川		野呂	(秋元)	子孫苗字	
20	19	18	17	16	順位	表4 山田大熊上給寸嵐之鄉御地詰帳耕作高順位表
815	828	835	856	869 文	耕作高 (文)	
正覚寺	次兵衛	兵庫	六郎左衛門	石老山	俗名	
山口	寸沢嵐	沼本	道志・南畑	増原	地区	
山田	大熊	遠藤	畑	岩木	子孫苗字	

に次の様な文面がある。「前略・・・又、他の一部落では、此前後に秋元織部と云う丸々の下司とも思はれぬ百姓が、物語にある長者のやうな豪奢をして闕所になつた事がある、其宅址は今水田で、曾ては周囲に小川を堰いて、船を泛べたなどと云う話もある・・・」と書かれていて、増原には今も秋元家が一軒あるがその家が後裔なのか定かではない。「兵庫」については上給南区御薙在で、遠藤家についての詳細は省くが、古文書によると寸沢嵐村・稻荷大明神、富士権現、若柳村諏訪大明神、青山村天王社の四社はこの遠藤家が神主を代々務めている事が判る。「若狭」については三百九十九文を増原・関口地区で耕作している。元和五年の寸沢嵐郷の検地を行なつた代官・守屋行廣は系図によると受領名が「若狭」や「和泉」である。寸沢嵐村の一部が代官守屋行廣の耕作地であつた事も考えられるが、検地帳に受領名が書かれるという事は、上位者から授与された受領名を持つ土着武士なのである。与次右衛門は、元和八年（一六二二）八月十五日、「百姓と野論の儀に付き非公事仕り」が原因で、御公儀様の命令によりお仕置きを仰せ付けられ処刑された。この処刑伝説は後世まで語り継がれた有名な話として成つてゐる。処刑原因の「百姓と野論・・・」についての詳しい史料がないので、詳細が不明なのが残念であるが、与次右衛門が処刑された元和八年から二十七年後の慶安二年の古文書を見ると、与次右衛門は、若柳村、寸沢嵐村にも田地を抱え持つていた。処刑された後のこれらの田地は欠所地（罪により幕府に没収された土地）として、若柳分は弥次右衛門（奥畠鈴木家先祖）が預かり、寸沢嵐分は、孫右衛門（相模原二本松、大谷家先祖）が預かる事になつたと書かれている。また、与次右衛門処刑後の寸沢嵐村名主は、若柳村名主、奥畠鈴木家先祖が両村名主を兼帶し、享保年間の鈴木甚五右衛門が所払いに成るまで行われていた。詳細は後述する。

口、江藤与次右衛門と大谷家

江藤与次右衛門の処刑年月日については、明白に記された古文書は存在しないが、それを確定できるのは、与次右衛門の跡地（闕所地）を預り後継し

たと云われる前述の孫右衛門の子孫墓地で、大谷家墓地内に残る一基の墓にある。そこには正面「江月永照庵主」、右側面「元和八壬戌八月十五日」、左側面「江藤與治右衛門」と刻字されている。また、大谷家菩提寺、若柳宝福寺過去帳にも同様の記載があるので、与次右衛門の没年月日はこれで間違いないであろう。過去帳調査や平成四年八月の孫右衛門の後裔、相模原市二本松在住の大谷善吉さんへの聞き取りなどに依ると、昔は大谷家の墓地は現在の沼本居住の沼崎家や大谷家の墓地のある所にあった。しかし、先祖が与次右衛門の跡地の田畠・屋敷を引き継ぐと、寸沢嵐の江藤与次右衛門墓地内に沼本から寸沢嵐へ大谷家の墓を移動させたらしい、そこに大谷家と江藤家の先祖墓地が混在する事に成った。近年になり津久井湖築造に際し大谷家居住地が埋没する為、与次右衛門の墓も移転先の相模原へ移動させたとの事で、許可を得て調査をしたところ、大谷家墓地内に先述の与次右衛門墓「江月永照庵主」が今も存在する事を確認した。

戒名については、「庵主」という事で、筆者の寺院でも全く見られない戒名と成っていて、大谷家では亡き男子に対する戒名「庵主」が明治時代まで続いているのである。庵主は一般には「お寺（庵）を守る主人」の事であり住持の事である。この庵主についてはおそらく江藤与次右衛門の家督を相続した大谷家が、江藤家菩提寺である宝源寺（宝福寺末寺）の庵主として、或いは住持として後継していった事を意味しているのである。また、先祖より沼本地区の「大谷」姓を持つ大谷家は、戦後、正覚寺に合併された宝珠庵が菩提寺と成っている。与次右衛門の名跡を継いだ大谷家も本来は宝珠庵が菩提寺であるのが自然であるが、与次右衛門の名跡を継いだ事により大谷家は、寸沢嵐にある江藤氏の氏寺宝源寺を菩提寺にしたと思われる。

尚、平成四年八月、大谷家墓地改相に伴い、筆者の墓地調査資料を見せて欲しいとの事で孫左衛門の子孫大谷善吉氏が正覚寺を訪問した。その時聞いた事には与次右衛門の墓には屋根が被つていたとの事、また、宝源寺住職代々の卵塔もあつたらしい。残念ながら相模原移転に際しては大谷家の墓と与次右衛門の墓のみ移転し、古来の江藤与次右衛門代々の墓は破損等もありその地へ埋めて来たとの事であつた。

ハ、宝源寺と江藤家について

寸沢嵐村には天正三年（一五七五）、宗首座開山の「宝源寺」と云う臨済宗宝福寺末の寺があり、この寺は江藤氏一族の氏寺であつたと思われる。江戸時代、時々の古文書には「宝眼寺」「法源寺」とも書かれる事もあるが、大部分は「宝源寺」と書かれているのでこれが正しいだろ。寛文五年（一六六

五）の古文書「宗旨手形之事」には「西家禪本寺若柳村宝福寺、從宝源寺開山当住迄五代、寺中御年貢地、拙僧生國當國、師匠者宝福寺先師岱雲弟子ニ御座候、寛文五年巳ノ七月廿三日若柳村宝源寺正徳」とあって、開

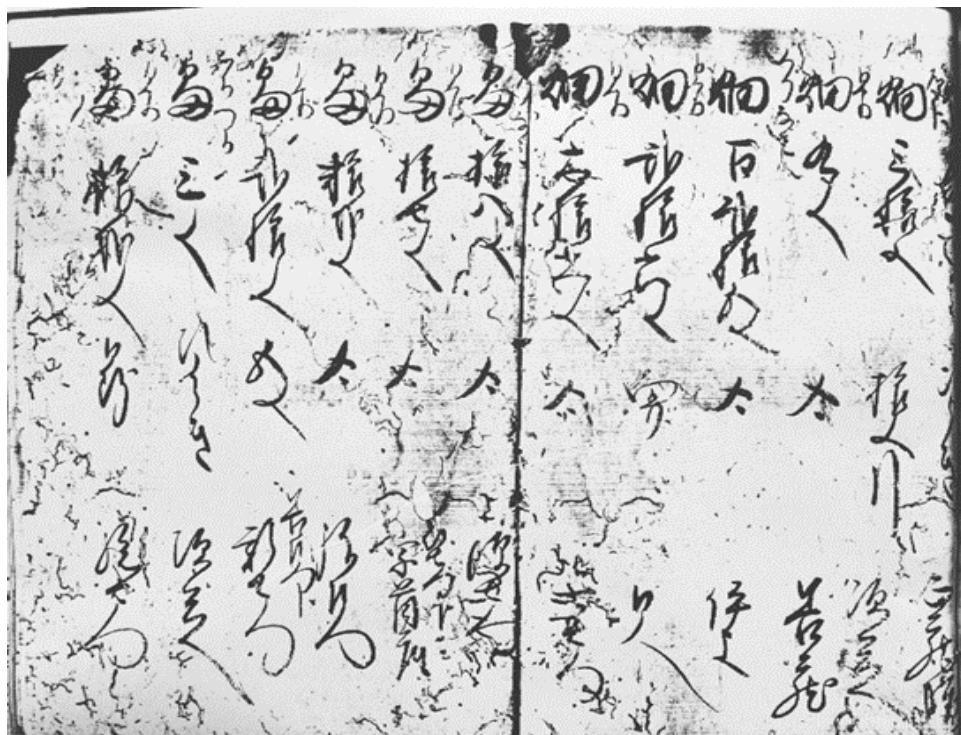


写真 1 貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳 伊よ 宗首座

山である宗首座より五代までは住持が居た事を記している。しかし、新編相模国風土記の天保六年（一八三五）には無住として記載されている。

元禄十

二年（一六九九）卯二月に御代官平岡三郎右衛門に提出された「相模国津久井縣寸沢嵐村差出帳」（高城治平氏所蔵 村明細帳②）には「此反別壹反七畝拾五歩 石盛九斗 御年貢地 本寺同州同縣若柳村宝福寺末 屋敷高三斗四升 禅宗宝眼寺」とあり、御除地はなく御年貢地であった。延享三寅年二月の「寸沢嵐村明細帳」（公文書館蔵 寸沢嵐村古文書冊③）には、禅宗本寺津久井縣若柳村宝福寺末で山号は春日山である。現在、屋号として「春日」と云う家があるがこの辺りが宝源寺の跡地であったのであろう。また、「是者天正三年宗首座開基也、延享三寅年迄百七拾弐年当住文智 御除屋敷高三斗四升」とあって、開基は宗首座で天正三年（一五七五）に建立された。また延享三年（一七四六）の宝源寺住持は文智で、元禄十二年では御年貢地であった寺の屋敷地、三斗四升が免除されている事が分る。また、天保六年の「新編相模国風土記」によると本尊は文殊菩薩となつてゐる。また、明治時代の建長寺蔵の「宝福寺末寺高并坪数調」によると「宝福寺末宝源寺御除地無御座候、坪三十六坪 壓六間横六間」とあり、御除地は無くなつてゐるが、明治頃まで約十ヶ所×十ヶ所の四角四面の寺が存在していた事を記す。

先記、三「イ 貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」での表1には耕作高順位として第一位から第二十位までを表に纏めたが、この御地詰帳で表1の順位外に、宝源寺の開基となる宗首座として総耕作高が四十二文あり、その内二十六文を現屋号「シモ」の江藤家の先祖惣右衛門が小作し、また、宗首座は十七文を与次右衛門分の小作人にもなつてゐる。（写真1）更に、他の貢には、宗首座は現屋号「春日」の先祖善左衛門に対し、六十五文の小作をし、「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」で案内役人であった「次兵衛」「与次右衛門」「喜左衛門」の三人の内の「次兵衛」に対しても十六文の小作をしていた。宝源寺開山の宗首座が小作をするという事は、宝源寺建立に際し、寸沢嵐村の有力者、与次右衛門、次兵衛（大熊家力？）や善左衛門の力を頼つた事とも考えられる。善左衛門家の屋号「春日」は前述の通り宝源寺の山号が「春日山」であるのでこれに起因している。これらの事からも江藤家と善左衛門、惣右衛門、与次右衛門、宝源寺の宗首座は当初より密接な関係にあつた事が理解される。また、古文書「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の最後のページには屋敷地の貫高が記載されている。それには与次右

衛門の敷地は百文で沼本の兵庫・清蔵（遠藤家先祖）の二百三十文に次いで第二位の敷地高であった。更に、宗首座については天正三年（一五七五）に宝源寺を二十五歳で開山建立したとすると、元和五年（一六一九）には六十歳という事に成り小作人として働くには厳しい年齢であるが、前述の様に開山から五代位までは弟子も居て、宝源寺の住職も代々後継されていると思われるので、名請人は宗首座であるが弟子の僧が耕作していれば、元和五年の検地帳での小作人としての宗首座の記載は問題ないであろう。

現在寸沢嵐の江藤一家は、筆者が行つた明治以前の墓地調査によると、前記若柳宝福寺を菩提寺とする惣右衛門（屋号シモ）、善左衛門（屋号春日）等の江藤家人軒と、正覚寺を菩提寺とする江藤家が四軒存在していた。宝源寺が宝福寺の末寺である事から江藤姓の家々は、宝源寺開創当時から全て宝源寺を菩提寺であつたと思われる。何故に四軒の江藤家が正覚寺を菩提寺にしたかについて、その理由の明白な答えはないが、あえて江戸時代の過去の話として推測するならば、与次右衛門の処刑後、その名跡を後継したのは江藤一族でなく沼本の名主役である大谷家であつた。この大谷家が寸沢嵐村分の与次右衛門闕所地を預り、宝源寺の庵主として寺の維持管理等も一手に行う様になり、時代が下るに従つて預かっていた闕所地の存在理由が自然と曖昧と成り、本来より自身の耕作地であるとした事が反感を買つたと思われる。一部の江藤家にとつては余所者にも拘らず、江藤家の名跡や宝源寺を意のままに操り、奪い去つた大谷家に深い不平不満があつたのであろう。その事により江藤家の中で、本来の宝源寺を菩提寺とする者と、不満を抱く者とがあり、江藤家の分裂が生じ、一部の江藤家が正覚寺の檀家に寺替えをしたと推測できる。

さて、正覚寺を菩提寺とした江藤建市家には「長性院秋月道金居士 元龜二年辛未八月十五日 江藤和泉頭」を記す位牌が残つております。正覚寺の過去帳にも同戒名、同没年月日で「五左衛門先祖 江藤和泉事」と記載がある。

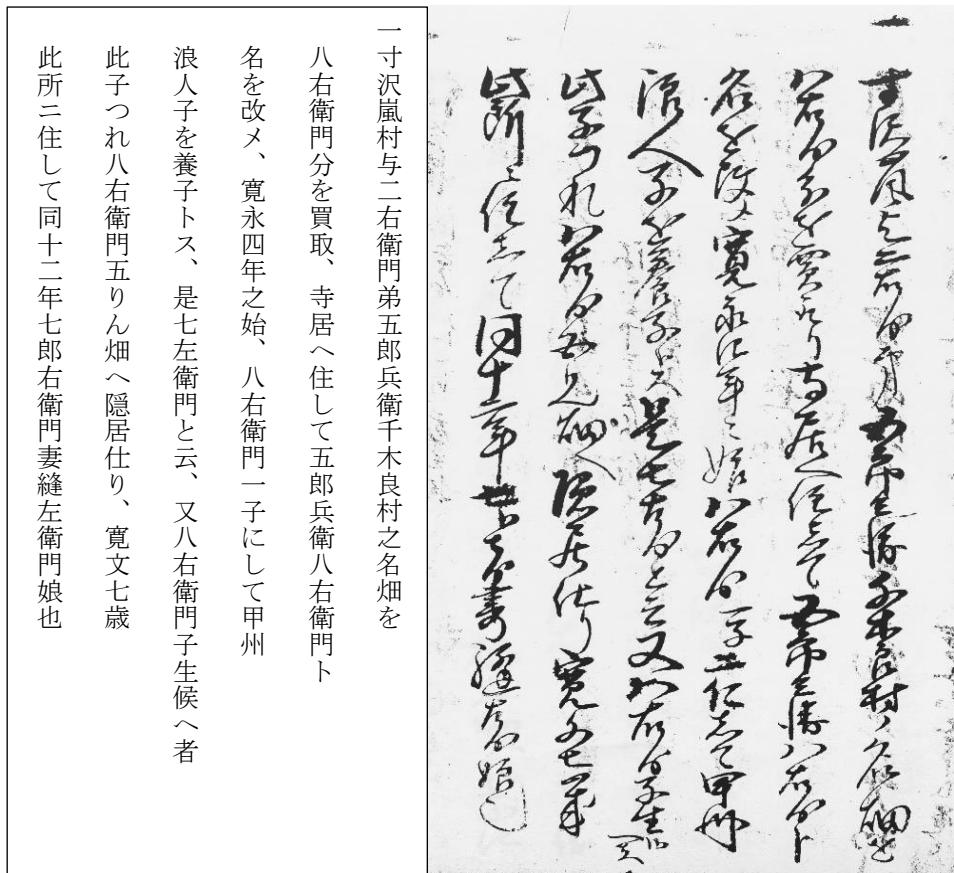


写真2 千木良「當所根元記」より与次右衛門の関する部分と解説

く、千木良の江藤家第一代は没年月日が同じでも、俗名は八郎のみの記載で、江藤建市家の五左衛門先祖との関係が確実に結び付かなかった。

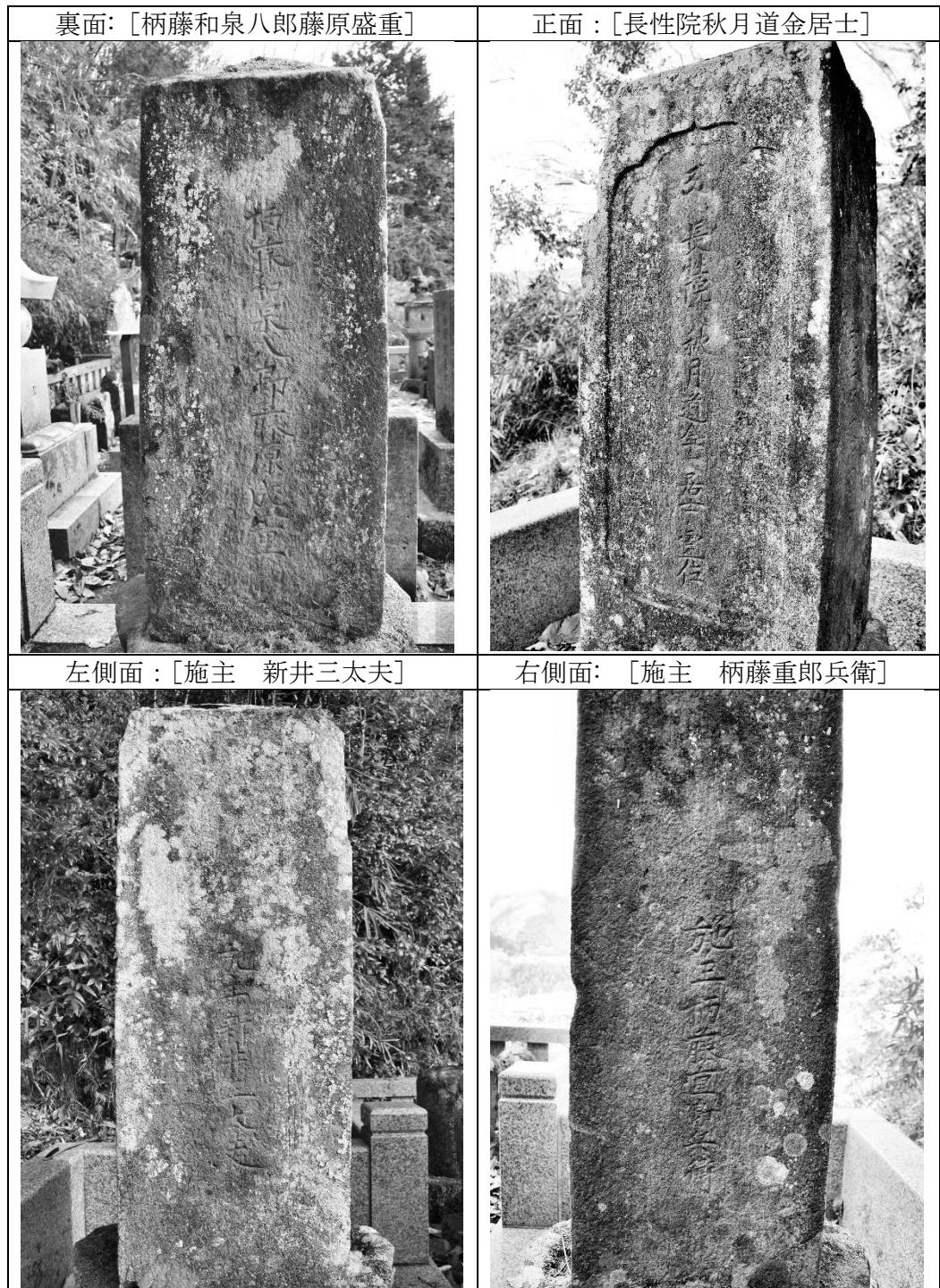
また、以前、昭和六十年に江藤建市氏が著した『相州津久井県寸沢嵐村江藤氏考』の小論を頂いた時、千木良にも江藤氏が居り元亀二年の位牌があるとの事で、平成四年、筆者は千木良の「寺井」にある江藤喜八郎家と勇家をお訪ねした。そして墓地調査や江藤家系図の写真も撮らせて頂いた。その系図には第一代として戒名は書かれていないが「元亀二年八月十五日 俗名八郎」があり、第二代としては「道觀禪定門 寛文十二子八月十二日 俗名八左衛門」、以下第十三代の昭和三年までの系図があつた。寸沢嵐江藤家には戒名の「長性院秋月道金居士」はあるが、千木良にはその戒名の記載はない。

寸沢巖村与二右衛門第五郎兵衛千木良村之名畠を
八右衛門分を買取、寺居へ住して五郎兵衛八右衛門ト
名を改メ、寛永四年之始、八右衛門一子にして甲州ト
浪人子を養子トス、是七左衛門と云、又八右衛門子生候へ者
此子つれ八右衛門五りん畠へ隠居仕り、寛文七歳
此所ニ住して同十二年七郎右衛門妻縫左衛門娘也

筆者は、同じく平成四年五月二十九日、千木良長尾家を訪問し、文入家所蔵の古文書を見せて頂く為、達明さんの奥さんにお願いし、見せて頂いた経緯がある。その時、千木良の「当所根元記」（県史目録¹⁸ 文入家蔵2・1）に寸沢嵐村の与次右衛門についての少しの記述がありこれを写真で撮らせてもらった。（写真2）その中の一節に書かれた内容には、「寸沢嵐の与二右衛門の弟、五郎兵衛が千木良村の八右衛門分の畠を買い取り、寺井へ住して五郎兵衛を八右衛門に名を改めた・・・」とあって、千木良の江藤家も寸沢嵐の江藤与次右衛門の弟五郎兵衛と血縁関係がある事を示唆し、千木良江藤家の第一代「元亀二年八月十五日 俗名 八郎」の系図も、寸沢嵐の「長性院秋月道金居士」である事は間違いないと思われる。また、千木良江藤家の墓地調査に於いて、家紋を調べたが「下り藤」で、先述の江藤建市氏著『相州津久井県寸沢嵐村 江藤氏考』にも記述があるが、下り藤は本家、上り藤は分家から判断すると、千木良江藤家も本家筋と言えるのである。

さて、「江藤」の苗字については、この他に、寸沢嵐の増原地区にも存在する。墓地調査によると増原の江藤家は三軒がある。家紋は上り藤なので分家筋とも思われるが、度々史料として取り上げる元和五年の「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の分析で、増原江藤家には「与三右衛門」、「与左衛門（江藤家）」と言う江戸時代の俗名がある家があり。筆者は俗名が何か与次右衛門と共通するので気に留めて置いた。その後、筆者の「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の分析調査で、字沼本・寸沢嵐と思われる個所に、筆者の解説が正しければ「くぼしり 畑三文 与左衛門分 与次右衛門」と記された個所があつた。これは与次右衛門が増原の字くぼじりの江藤家与左衛門の分を三文耕作しているという事となる。再調査も必要と思われるが、与次右衛門と増原江藤家の関係を表す一つの史料と思われる。増原江藤家と寸沢嵐江藤家の関係を裏付ける証拠はこの程度しかないが、これから史料分析等からこれらについて新たな発見も期待される。

写真3 千木良 新井家墓地傍の「長性院秋月道金居士」墓石



最後に成るが「長性院秋月道金居士 元亀二年辛未八月十五日」の戒名であるが、寸沢嵐の江藤建市家位牌と千木良の江藤喜八郎家系譜（戒名はないが同没年月日）に存在が確認されているが、他に若柳阿津地区の山口英幸家に「長性院殿秋月道金居士 元亀二辛未年八月十八日」の位牌がある。これは筆者が柵経の際、山口家を訪れた時、偶然見つけたのであるが、どういう人物であるのかは山口家でも分らない様であった。没月日が八月十五日ではなく十八日、そして、戒名が院号ではなく院殿号となっている相違がある。

しかし、その他の戒名は全て同じで、没年月も同じであり、山口家と江藤家の先祖に何か共通する何かの縁が存在していたのかも知れない。

また、平成十三年の千木良江藤家の墓地調査の際、『千木良の変遷』（榎本政市著）の「高立寺」の項に、高立寺跡の直ぐ脇に「元亀」年号の刻まれた墓地があるとの事で調査した所、新井芳量家墓地正面後方の柵外に墓地に接して墓一基があり、正面に「長性院秋月道金居士 元亀二辛未年 八月十五日」、右側面「施主 柄藤重郎兵衛」、左側面「施主 新井三太夫」、裏面「柄藤和泉八郎藤原盛重」とあつた。

（写真3）何時しか再度の調査をしようと思つていた処、この小論を完成する為に、平成三十年二月四日、新井氏の許可を得て墓地調査を試みた。最初の調査は十七年前の事、お墓の場所もうる覚えで、何処であったか分からず、違った家の墓地へ行く始末で、墓地到着後よく調べてみると、新井家の柵外に江藤家の先祖である「長性院秋月道金居士」が刻まれた墓があつた。新井家墓地内ではなく、接しての墓地外であるので、この墓は新井家先祖とは別であろうと思われた。墓に刻まれた施主の一人「柄藤重郎兵衛」については、千木良江藤家の後裔に宝永～享保年間、俗名として重郎兵衛がおり、この時代江藤家と新井家の親縁を以て、柄藤重郎兵衛と新井三太夫がこの墓地を共同建立したのであろう。また、先述の通り千木良江藤家の系図では第一代の戒名の記載が無く、俗名は「八郎」のみであったが、この墓の裏面の刻

み「柄藤和泉八郎藤原盛重」があり、千木良江藤家の第一代「元龜二年辛未八月十五日 八郎」の記載は、官途名「和泉」、そして氏名は「藤原盛重」戒名は「長性院秋月道金居士」である事が立証された。

以上の様に、与次右衛門の弟五郎兵衛が千木良村江藤家に行き、内郷地区若柳・阿津の山口家位牌に没日は異なるが、寸沢嵐江藤家の先祖「長性院殿秋月道金居士」位牌が、また、千木良の新井家の墓傍に「長性院秋月道金居士」の墓を江藤重郎兵衛、新井三太夫が共同建立している事は、寸沢嵐村の江藤家と千木良村江藤家、若柳村阿津の山口家、千木良村の中村、新井家までに親縁関係が及び、その各家の重要な祖である事が伺える。それは「長性院秋月道金居士」の出自は不明であるが、各家への功績と功労、それに対する尊敬・感謝、居士への服従の気持ちがあつたのではないだろうか。

先記、ハで江藤家菩提寺「宝源寺」は、古文書によると宗首座により、天正三年（一五七五）に開山された。それから八年後の、次の章「四、永祿から元和時代の古文書から見る寸沢嵐村、若柳村の有力者」の「口、天正十一年「北條氏政公より壱貫五百文・・・」（写真5）に、小田原北条の有力土豪として若柳・寸沢嵐村には榎本伊与、榎本ちくご、平井中作、長田九兵衛の記載がある。しかし、当時、有力者であるべき江藤家先祖、当寺過去帳にも記載されている「長性院秋月道金居士 五左衛門先祖 江藤和泉事」に相当する人物の存在がない。しかし、江藤和泉の没年月日は元龜二年（一五七一）である。江藤家菩提寺・宝源寺の建立は、江藤和泉没の四年後なのである。これを考え合せると、寸沢嵐江藤家の先祖、江藤和泉事「長性院秋月道金居士」は永祿・元龜年間頃、新天地を求め大阪の和泉方面から相模川上流寸沢嵐郷に転居し落着。和泉没後はその菩提を願つて、親族江藤与次右衛門等が宗首座を開山に招請し、江藤家氏寺の宝源寺を天正三年（一五七五）に建立したと考えられる。また、江藤和泉が亡くなる二年前は、永祿十二年（一五六九）で、武田信玄が小田原を攻め、三増合戦に勝利し帰陣する時である。江藤和泉一族はこの様な津久井戦乱の中、寸沢嵐郷に土着した。江藤和泉没後は、江藤与次右衛門一族は寸沢嵐郷での地位を徐々に固め、次章四「ハ、津久井若柳郷下成物割付」で記す様に、寸沢嵐郷が家康家臣の貴

志弥兵衛正吉に文禄元年（一五九二）宛がわると、貴志弥兵衛正吉のお見立てにより、江藤与次右衛門は寸沢嵐郷の名主役となつて行くのである。

四、永祿から元和時代の古文書から見る寸沢嵐村、若柳村の有力者

イ、永祿二年 『北条衆所領役帳』記載の有力者

山口氏

関ヶ原の戦いの慶長五年（一六〇〇）前後の若柳村や寸沢嵐郷での有力住人について、纏めて見る事にしよう。先ず、古文書史料に初めてこの地に個人的な名前が現れて来るのは、永祿二年（一五五九）の後北条所領役帳の津久井衆の若柳村の記述が最初である。先ず、山口大炊助、山口雅樂助、山口侍者がいる。某山口家系図によると山口大炊助は重治とも言い、妻は守屋若狭守行次（行次は代官守屋左太夫行廣の祖父、父は行重）の女らしい。天文九年（一五四〇）母が津久井城主・内藤大和守秋宣との縁に従い此の地に参った。そして大炊助は天文十九年（一五五〇）北条氏康に謁見し若柳郷を賜わるとある。また大炊助は鼠坂にある八幡宮を尾張八幡宮から勧請した。また、武田氏との境目で、数度攻め合い戦功があり氏康・氏政から感状を賜つてある。元龜三年（一五七二）十月十三日、三十三歳没 石老山顕鏡寺に埋葬したとある。次に山口雅樂助は大炊助の長男で重元と云い、出家して天正年中、正覚寺の再建地を寄付し死骸をそこへ埋葬している。永祿十二年（一五六九）の三増合戦で武田信玄が勝利し甲斐へ帰郷の際、正覚寺は武田勢によつて最初の寺を焼かれたが、此の跡地を正覚寺の古屋敷と言う。その後、寺領地を寄進して正覚寺再中興の開基となつたのが山口雅樂助なのである。山口侍者は不明であるが山口大炊助、山口雅樂助に仕えた人物であろう。「大炊助」、「雅樂助」の官途名は北條氏康から授与されたものと推察される。余談であるが一般に官途名は現役の有力者名で、受領名は現役を退いた者に与えられた名であると云われている。これらの山口姓の子孫は当時から現在の山口地区に住み、現在も此の地に住居し繁栄を見る。此の地「山口」は石老山と間の山（プレジャーフォレスト）に挟まれた要害地で、甲州へ鎌倉へ抜ける者を監視する最適な場所にあり、「間の山」頂上は山口氏

の「高岩城（宝が峰）」とも云われ、戦国時代後北条の狼煙台が置かれていた。また、正覚寺過去帳によると山口家の居住地は江戸時代「堀の内」と書かれていて、前面に阿津川、東に西川（正覚寺に対して西の川）、西には「井戸入沢」があり、山城としての要害地としての防御が備わっている場所である。永禄年間以後、これらの山口氏は小田原北条に仕え、現山口地区に居を構え、北条方として武田氏との境目争いには重要な働きをした家臣であった事が伺える。この大炊助重治には子供が五人いて、長子が先述の雅楽助重元、次男内蔵助行宗は家督を相続しているが二十二歳で没した為、その跡は五男の喜左衛門宗一が後継した。この宗一の妻が先述している貴志弥五郎の女として系図上では繋がれ、この喜左衛門宗一が元和五年「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の案内人三人の内の一人で与次右衛門、次兵衛と共にそれを務めている。元和五年（一六一九）頃の寸沢嵐村の名主クラスの有力者は、与次右衛門、次兵衛、喜左衛門という事ができる。山口家はこの喜左衛門宗一の隠居により山口家は三つに分家し、その一つは絶家した屋号「東（八郎右衛門→治兵衛）」、中（喜左衛門→久兵衛）」、そして、「西（彦右衛門→太郎右衛門→庄兵衛）」の三家に分家して行つた。

鈴木氏

山口氏の住む「間の山」の南側山麓に対し、裏側相模川沿いの北向の台地は、日影にてひつそりとして鬱蒼とした場所であるが、繩文時代の土器も出土するような場所で、此の地に北条衆所領役帳記載の「鈴木」家が住んでいた。鈴木家の住む場所は「奥畠」という小名で、武士の蟄居には最適の場所である。鈴木家の末裔は現在もこの地で暮らし続けている。永禄二年の所領役帳記載の鈴木は、鈴木家系図を参照すると次郎左衛門定量の様である。定量は当初武田家に仕え甲州石和に住し、故有つて武田譜代の松沢某を討ち甲州を退出、相州津久井縣で北条家に再び仕える。口伝では「定量甲州ヲ退時、右松沢ノ一族、定量ヲ追テ吉野・與瀬・小原辺ニ至ル、定量甚急ナリ、其頃北条家之士堂村九郎三郎ナルモノ川ヲ隔テ此闕ヲ見ル、定量遙ニ詞ヲ力ケテ、此ニ救ヲ乞フ、堂村則川ヲ渡テ定量ニ力ヲ合セ遂ニ松沢カ族ヲ破ル、因テ堂村カ吹替ヲ以再北条ニ仕フト云、此辺甲州ノ驛路ナリシハ、神祖御入

國後ナリ、其頃ハイマタ窮途ノ村里ナリシカヤ」とある。この定量の親は大字重親と云い、「・・・長氏・氏綱の時數度有戦功・・・」等とあるので、鈴木大学重親は第一代北条早雲と第二代の氏綱に仕えている。永禄二年に北条衆所領役帳を作成したのは氏綱の子、北条氏康であるので、北条衆所領役帳に記載された「鈴木」とは、系図が正しければ鈴木次郎左衛門定量という事に成る。定量の繼嗣は太郎左衛門重相と云う。鈴木系図には重相については詳しく書かれ、次の様である。

要略すると「北條家に仕え、老後相州津久井縣に住す。天正年中小田原没落の時は根小屋城守の一人であつた。小田原陥落後根小屋城守士も皆退去する。重相は津久井縣若柳村奥畠へ帰り蟄居する。慶長八年（一六〇三）十一月二十八日卒、相州津久井縣若柳村奥畠蔵福寺に埋葬する。号大空院殿阿國入道居士。初め菩提寺は若柳村の中、堀之内の正覚寺であつた。後に同村宝福寺を菩提寺とする。此の正覚寺は北条の時、寺領があつた。北条滅後、家康御入国の時、正覚寺住僧が罪ありて殺される。寺跡廃亡する故を以つて宝福寺を菩提寺とする。蔵福寺は宝福寺の末寺で重相の位牌堂である。室は北條家土井上加賀守某の女で、元和四年七月二十五日卒。蔵福寺へ葬す。号長松院永岳妙壽大姉」とある。

太郎左衛門重相の子から奥畠の鈴木家は三家に分家し、次男久兵衛重俊が鈴木重光家祖、三男長右衛門が鈴木登家祖、そして四男弥次郎は鈴木正文家祖と家を分つた。鈴木重光家の久兵衛の後裔は伊右衛門→藤兵衛→甚五右衛門と続き、甚五右衛門の兄に安生太左衛門定洪がおり、この子が勘定奉行・南町奉行を務めた根岸肥前守鎮衛である。

この鈴木系図で注目されるのは、信憑性はともかく鈴木家が当初は正覚寺を菩提寺としていた事である。北条衆所領役帳の津久井衆には寺院として唯二ヶ寺、千木良善勝寺と共に正覚寺の記載がある。この地での武田勢との境目争いには善勝寺や、正覚寺の軍役賦課が重要であつた事を伺わせる。しかし、小田原城、津久井城が陥落し北条氏が滅び、家康が江戸へ入国すると当時の正覚寺住持は、後北条家一味としてか、家康命令に反したのか殺されたらしい。その後、正覚寺は荒廃し鈴木家は宝福寺に寺替えを行つたらしい。

北条衆所領役帳には「野呂」として、野呂左京亮屋敷二貫三百二十七文、野呂中納言二貫六百文の記載がある。また、三ヶ木村として野呂左京亮が十四貫三百文の賦課役が記載されている。野呂左京亮は寸沢嵐郷の小名道志に居を構え、三ヶ木村を支配していたと思われる。野呂左京亮屋敷があつたと思われる現在の「館」には野呂家が現在は一件であるが、筆者の墓地調査によると戦前まで、野呂家は五軒ほど確認ができる。この地域は過去帳や古文書等によると「館村」「館村」「楯村」と書かれている。「館」は「貴人・官吏などの宿泊する官舎」の意味があり、野呂氏は永禄二年の役帳に「左京亮」や「中納言」の官途名を使用している事から、この地の「館」という村名も頷ける事である。中納言は公家名であり北条衆所領役帳記載では珍しい。室町時代に官名を得てこの館に住み着き、後北条の時代、何らかの故有つて公家名を持つことを許されたのであろうか。

筆者調査によると道志地区は最も早く開けた土地で、要害地として律令制の時代から公衛役人や公家人、有力武士、豪族が土着するには最適な場所であったと推測される。この道志・館の野呂家からは三ヶ木が一望できる台地上で、前面に道志川、背には「上の山」と云われる山城（『日本城郭大系第六巻』に記載有）、西から北側に掛けては上川（別称後ろ沢）があり、西から南側に寒沢が流れている地形で、三方を川で、背に山城を持ち、有力者の居住地としては最適な要害地である。一般的に「館」の外観の意味について「河岸段丘のへり、丘や大地の上など見晴らしの良い場所につくられ、館の周囲は自然の崖や川、人工的につくられた堀や塀や垣根などに囲まれ、この様な外観から、館は堀の内・垣ノ内（かいと）などと呼ばれる。」とある。また、「かいと・けえど」は屋敷道や門、屋敷の外回り、家の前との意味があり、野呂家の居住地は正にその通りで、近辺の屋号には「大海道 おけどう」「小海道 こけいどう」「しもげいと」があり、寛文四年検地帳では「南かいと」なる字名がある。これらの字名がある事は「館」が平安後期から鎌倉時代に武士が居住していた証左となる。尚、「堀の内」の字名は先述、山口氏の周辺居住地が正覚寺過去帳に「堀の内」と記載されていると

述べたが、山口氏も「間の山・宝が峰」という山城の麓に居住地があり、三方を川に囲まれた要害地で、「館」に相応しい外観となつている事を付け加えて置く。

野呂氏が此處に屋敷を持ち三ヶ木を支配していた証拠として、三ヶ木には「三固木神社」があるが、その棟札に「御宝殿一社奉再立新者也 永禄十一年戊辰霜月二十七日 神宜 柏木泉造源元貞 地頭 源朝臣・野呂左京亮朝重 同嫡子・右馬亮行重・・・」とあり、永禄十一年（一五六八）は北條氏康が武田信玄と三増合戦を行なつた前年の事で、三ヶ木村の地頭として野呂左京亮の名が見える。この九年前の永禄二年が北條氏康作成の北条衆所領役帳が完成しているので、この時代この棟札から野呂左京亮の存在は確かとなる。官途名「左京亮」は北條家からの授与で、「野呂中納言」については、従三位に相当する太政官名で、地位的には公家に相当し、左京亮の父と思われる。永禄以前、すでに官位を上級者から得ていたものと推測される。

最後に野呂氏については三ヶ木の田倉家には系図が残されている。これは明治七年頃作成された龜系図であるが、この田倉家先祖の苗字は「野尻」で、中興の祖第十八代繼孝（即応淨心居士 慶長十年八月十日卒）より田倉姓となり田倉安芸と名乗っている。その脇には添え書きと思われる記述があり「野尻次郎故ありて野呂左京亮と改名小田候に事?う」とあり、野尻次郎名を故有つて野呂左京亮と改名し、小田原北条に仕えたという事であろう。その信憑性は判らないが付記して置く事にする。

正覚寺

『北条衆所領役帳』には、津久井衆として寺名の記載は、千木良村の高野山真言宗善勝寺と若柳村の臨済宗建長寺派正覚寺のみである。当時の津久井、永禄二年（一五五九）の北条衆所領役帳の作成された時代には臨済宗寺院や真言宗寺院も数多くあつたと思われる。善勝寺に関しては、関東法談所三十六院の一つとされ、相模風土記には「末刹十八を配隸せり、慶安二年八月七石八斗御朱印を賜ふ、又北條氏より出せし文書五通を藏す」と記載がある。津久井の真言宗寺院は善勝寺を本寺としている寺が多く、善勝寺には小田原

北条との古文書も保存され、北条との関係が深いお寺である。それに対し正覚寺は小田原北条の所領役帳に記載はあるが、北条氏から賜つた古文書は遺されていない。言い伝えによれば永禄十二年の三増合戦で勝利した武田勢は、甲斐への帰陣の際、小田原北条方寺院の正覚寺を焼払つたと云われ、この跡地は古屋敷と称されている。北条衆所領役帳にある様に永禄年間、若柳村は一村で、その若柳村に正覚寺は記載されている。この事実を以つて正覚寺の代々の住持は「若柳の正覚寺」という事で語り継いでいる。貴志弥兵衛正盛の死後、元和五年守屋行廣の上給検地後、幕府領として若柳村と寸沢嵐村の二村になつたが、正覚寺の古屋敷は当時寸沢嵐村の地にありながら若柳村の一寺院として取り扱われた様で、現在は正覚寺創建地の古屋敷の周辺地番は「寸沢嵐」であるが、この古屋敷跡の地だけは現在「若柳」の地番となつてゐる。寸沢嵐村の中の若柳飛地としては、他に小名鼠坂に慶長九年の検地の際、若柳尾房山から居を鼠坂に移したと云われる小川土佐守祐忠の弟源左衛門の居住地も、周辺は全部寸沢嵐地番でありながら、その地は現在若柳地番である。明治六年頃の地租改正でも、この現状は維持継続されこれらの居住跡地は、周辺は寸沢嵐地番でありながら、飛地として現在も若柳地番となつてゐる。これらの理由は寺や実力者の力関係が考慮された事と推測され、小川については武士としての苗字が許され、慶長九年の若柳村検地帳には名請人「小川」が耕作高一六一八文で第六位に、先述三のイ、「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」では寸沢嵐村への入作で、小川は第二十一位の八百七文であった。若柳村にある小川屋敷地の周辺は寸沢嵐村である事から、両村に耕作地があり、この様な両村での耕作高になつてゐるのであろう。

のである。「敵知行半所務」と云う意味合は、筆者の推測からすると永禄二年以前は、この地帶は武田領であつたと思われる。永禄二年当時は、北条氏康方が境目争いで勝利し、所務的には実權を握りつつ、村民は知行主の武田氏との境目争いで勝利した小田原北条氏にも半分年貢等を納入していたのであろう。この事に関しては『春林文化 第五号』で、村田清悦氏が「若柳勝瀬と与瀬の河原相論とくわさい」と題し詳しく述考している。この様に、正覚寺・善勝寺の所領役帳の記載は永禄二年当時の武田方と北条方の歴史的背景をよく表していると同時に、両寺が小田原北条氏と強く結びついていた事が分る。正覚寺は先述の鈴木氏系図によると、「・・・北條滅後、神祖御入国之時正覚寺住僧有罪伏誅、寺跡廃亡。故以宝福寺為菩提寺・・・」とあり、家康の関東入国と同時に罪あつて誅殺されたとあり、永禄時代の正覚寺は山口家、鈴木家とも結び付き、後北条方の寺として重要な寺であつたようである。正覚寺は嘉慶元年（一三八七）年、真言宗から禅宗へ転派し、開山雲潭玄蔭和尚は嘉吉元年（一四四一）六月十五日示寂である。開山から第二十二代住持亮因玄妙和尚まで途絶える事無く代が継承されて来ているが、天正十八年（一五九〇）八月朔日に家康は関東入国であるので、この時の正覚寺世代住持は、第八世に萬拙玄幽和尚がいて、天正十一年六月九日示寂。次の第九世の明道玄清和尚は慶長十三年二月五日示寂であるから、世代上では第九世の明道玄清和尚が鈴木家系図の罪あつて誅殺された和尚の可能性がある。しかし、慶長十三年まで生きているので、鈴木系図に信憑性があるならば、この第八世と第九世の間に誅殺された正覚寺和尚がいたと見ると見方が妥当であろう。しかし、正覚寺の伝承では鈴木氏系図にある以上の詳細は伝わつてゐない。

三
言

北条衆所領役帳の記載では、津久井衆の寺院名は若柳村正覚寺と、千木良善勝寺のみである事はたびたび記しているが、この原因は若柳村・千木良村が小田原北条と甲斐の武田の境目で、山口氏と同様お寺でありながらも北条方として、兵役義務を持たせ甲斐の武田氏に対処する必要があつたと思われる。此の地は役帳にあるが敵知行半所務地帯に近く、若柳・千木良村より西の吉野村、澤井村、小渕村、日連村、名倉村の五ヶ村が「敵知行半所務」である。つまりこの五ヶ村は敵の武田氏の所領下（知行）にありながら、村から得られる年貢や実益等は北条方と武田方へ半分づつ納めると云う村々な

一貫六百七十二文の三富については、全くの不明である。永禄から近年まで若柳、寸沢嵐の地でこの苗字を持った人物は存在しない。若しかしたら甲州武田氏の家臣ではないかと推測した事もあるが、読みとしては、「さんとみ」「みとみ」「みとよ」「みとみ」がある。ネット上から漢字検索すると神奈川県では横須賀市に五十七人で一番多い。続いて三浦市の十三人。全

国的に多い県は新潟県全体で百九十八人。しかし、新潟県の市郡別での三富は横須賀市の五十七人より多い市郡は無かつた。また、山梨県では十五人で山梨市に十三人である。現在山梨市には三富町があるが、この三富は、明治時代三村が一つになつてこの名が生まれたという事で、此の地での三富の名前は存在しなかつた。この様に北条衆所領役帳の若柳村「三富」については全く不明である。

大和守所務

『北条衆所領役帳』の津久井衆の内、大和守所務の村は、若柳之村、千木良之村、吉野村（敵知行半所務）、澤井村（同）、小渕之村（同）、那倉之村（同）、の六ヶ村で、若柳村、千木良村以外の四ヶ村は敵知行半所務の村々との記述である。先述しているが筆者は「適知行半所務」は、武田氏と北条氏の勢力図が反映され、『北条衆所領役帳』の出来た永禄二年（一五五九）の時点での戦況状態がこの所領役帳に色濃く反映されていると考えられ、つまり永禄二年前の、天文二十三年（一五五四）の三国同盟成立頃までは、これらの村々は武田氏と小田原北条方の津久井城主内藤康行や綱秀との攻防が続き、戦況が、国境が日毎に代わる戦乱の地帯であった。その結果、この六ヶ村は武田氏側の家臣谷村の城主小山田弥三郎信有の影響力を受けながらも、徐々に武田氏側は戦況不利な状態で、かなり北条方に領地を奪われ、小渕村辺りまで踏み込まれていたと思われる。その後、天文二十三年

（一五五四）の三国同盟成立により、下記の資料1「小山田氏の動向」を参考すると、甲相の同盟関係により戦乱も落ち着き、五年後の永禄二年（一五五九）迄は、武田と小田原北条は同盟関係が維持され良好関係であったと推測される。この良好関係ゆえ、武田氏と北条氏の「敵知行半所務」と云う統治が可能であつたと思われる。そして、天文二十三年の三国同盟成立時点での勢力図が反映されているのが、『北条衆所領役帳』と言える。先述の通り、天文二十三年前までは、小田原北条氏康や、その家臣の内藤大和守、左近将監は、敵の武田家臣小山田弥三郎が知行する吉野村、澤井村、小渕村、名倉村まで侵攻していく、この天文二十三年の両者和睦する事に至つた時点では、若柳村・千木良村は完全に小山田氏より内藤大和守が領地として知行

し、内藤大和守所務となつた。しかし、他の四ヶ村は敵の武田側が知行する村々で有りながら、実質的にはこの地の戦乱で勝利した北条側の内藤大和守も半分の兵役・賦課を持つ大和守所務地となり、つまり「適知行半所務」の村となつたと推測される。大胆な筆者の推論であるが、戦乱の歴史的経過から武田氏・北条氏の停戦合意の上で生まれた「適知行半所務」と筆者は解している。次に甲斐の谷村城主・小山田氏の動向を表にしてみたのでご参考ください。（資料1）

甲斐谷村城主 小山田氏の動向（資料1）

* 大永五年（一五二五）

武田信虎、北条氏綱と合戦暇なし、津久井城不落。（『妙法寺記』）

津久井城主は内藤大和入道か。

* 大永七年（一五二七）

小山田越中守信有、郡内中津森（都留市金井）に居館建設。

* 享禄三年（一五三〇）

北条氏綱の攻撃で小山田信有甲斐国人を都留郡猿橋に陣立するが敗退。中津森城焼失。同年、北条氏綱、甲斐国北都留郡矢壺城（上野原市）小山田越中守と戦い勝利。

* 天文元年（一五三二）

小山田越中守信有、谷村（都留市）居を移し勝山城築く。

寺記

津久井城主は内藤大和入道か。

* 天文二年（一五三三）

小山田越中守信有水論を裁く、領域支配強化と郡内領主の政治的立場を誇示。勝瀬河原の与瀬と若柳村の笠場訴状（寛永十一年八月 一六三四）の小山田裁定もこの頃と思われる。

* 天文五年（一五三六）

『勝山記』に「相模ノ青根カウ（郷）ヲチラシ被食候、足

* 天文十一年（一五四二）

小山田出羽守信有没。三代目弥三郎信有家督継承。年少で

* 天文十四年（一五四五）

シヨワ（弱）ヲ百人計斗御取候・・・青根郷、武田勢に襲われる。

* 天文十五年（一五四六）

北条氏康、上杉憲政・朝定を河越で破り、扇谷上杉氏滅亡。

* 天文二十二年（一五四七）

滝山城大石定久、長瀬藤田邦房は氏康に服属。

* 天文二十三年（一五四八）

小山田出羽守信有 三十四歳で死去。

今川義元支援。

病弱、郡内統制弱体化。

武田晴信北条軍と対峙、相・甲両軍戦闘する。臨済寺の住職の斡旋で氏康・義元・晴信会見。晴信の娘を氏康の子氏政に、氏康の娘を義元の子氏真に嫁がせ三国同盟講和成立。小山田弥三郎信有は、永禄十一年（一五六八）三国同盟破れるまで後北条と協力し、上杉謙信（長尾景虎）の関東侵

攻に对抗。

*弘治元年（一五五五）

小山田信茂（弥三郎子）、川中島の合戦（二回目の武田対上

永禄二年（一五五九）

北条氏康『北条衆所領役帳』を作成する。

杉）に初陣す。

*永禄四年（一五六二）

関東の多くは長尾（上杉謙信）景虎側となる。北条・武田は盟約し、上野原城主加藤氏に津久井の千喜良口に加勢を求める北条氏照書状あり。小山田弥三郎信有は景虎の小田原包围に遇つて苦戦する北条氏康の救援の為出陣。

*永禄十一年（一五六八）

十一月、武田信玄三同盟を破り、駿河の今川氏真に軍事行動。氏康・氏政援軍を駿河に送る。相・越同盟短期間成立。武田信玄、駿河・遠江に侵攻。今川氏真駿河を追われ、跡目を北条氏政に譲り、今川家滅亡。

*永禄十二年（一五六九）

九月、岩殿城主・小山田信茂は武田信玄の小田原攻めで別働隊として郡内から小仏峠を越え八王子城を攻める。十月、武田晴信小田原城下へ攻め入り、帰陣の際、三増峠に北条軍を破り甲斐へ帰陣する。

口、天正十一年 「北條氏政公より壱貫五百文・・・」 古文書

永禄二年（一五五九）の『北条衆所領役帳』の次に表れるこの地域の古文書は、表題がないが天正十一年（一五八三）四月十一日付けの「北條氏政公より壱貫五百文・・・」であろう。（写真4）歴史上では天正十八年（一五九〇）六月二十五日、津久井城が落城し、その後、徳川家康が関東入国する事になるが、この古文書にはそれ以前の津久井各村に住む土豪の名前が記されていて、写本ながら注目すべき古文書と言える。永禄二年の北条衆所領役帳は北條氏康作成であるが、永禄十一年（一五六八）、北条氏康の時、相模北条・甲斐武田・駿河今川の三国同盟が破られた。（資料1）次の年の永禄十二年（一五六九）には武田信玄が小田原を攻め、三増合戦に勝利し帰陣する。氏康は三年後の元亀二年（一五七二）没したが、この後を引継いだのが氏政である。この写本古文書は氏政時代のもので、津久井各村の有力者に一貫五〇〇文を与えると云う内容で、理解できない個所もあるが若柳では、榎本伊与と榎本ちくごが、寸沢嵐では平井中作と長田九兵衛が記され、永禄二年作成の北条衆所領役帳当時より二十四年後の天正十一年頃の若柳・寸沢嵐には、北条衆所領役帳記載の山口氏一族、野呂氏一族、そして鈴木氏の他にこの古文書に記載されている榎本伊与、榎本ちくご、平井中作、長田九兵衛の四人も小田原北条の有力土豪であつた事が理解される。（写真5）

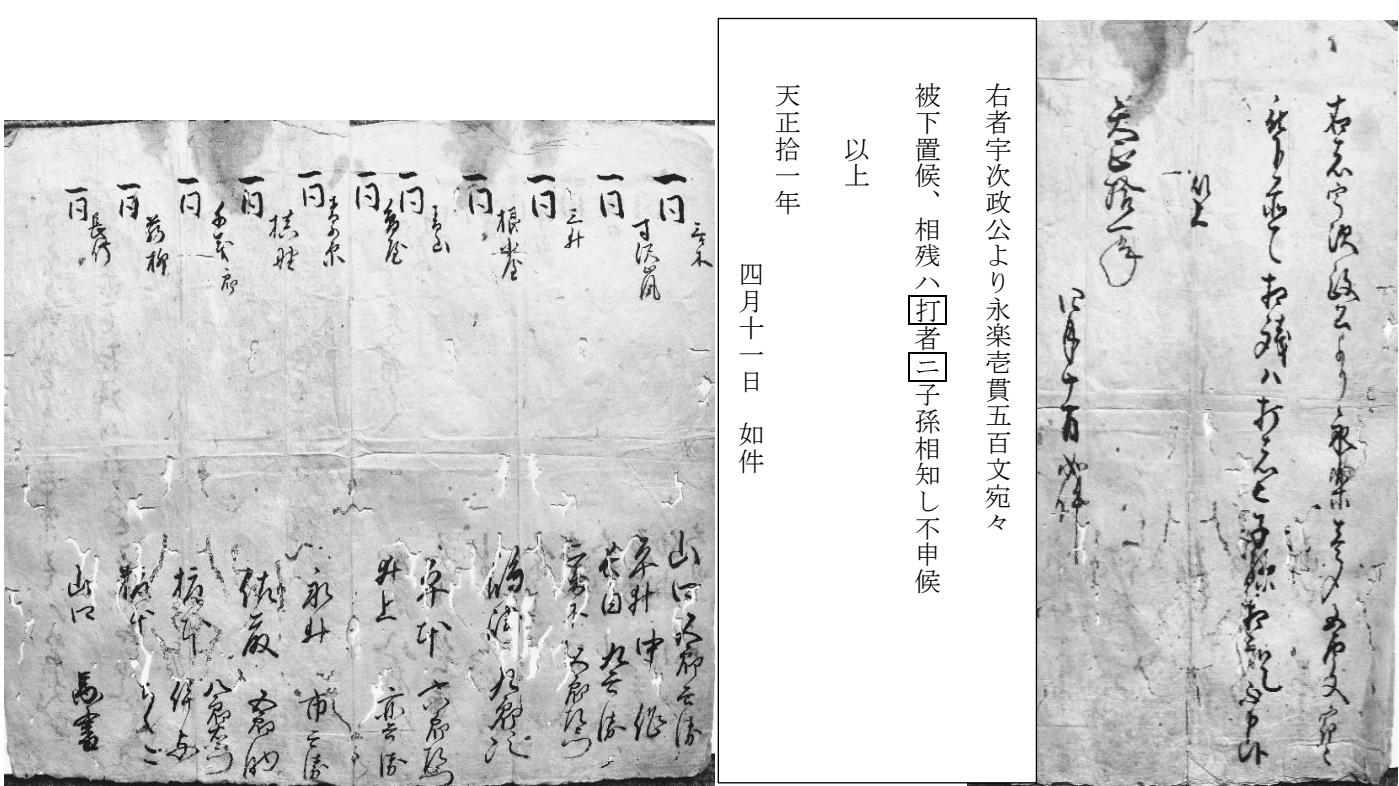


写真5 天正11年 津久井村々の土豪及地侍

写真4 北条「氏政公より永樂壱貫五百文宛々・・・」

尚 □個所については筆者解説不明

裏^①書 午七月十日 伊熊^②

この古文書（県公文書館蔵、寸沢嵐村文書 年貢状①）写真6は、若柳郷が分割され、徳川家康家臣の旗本貴志弥兵衛正吉に寸沢嵐郷を分割知行させた事が分かる文書である。この事については、平成三十年三月発行の研究会会報誌『阿比乃中山 第三号』でもすでに同様な記述をしているが、貴志氏に与えられた領地は、寛政重修家譜に依ると「津久井に於いて、采地七百石を給う」とある。しかし、文禄元年（一五九二）辰か慶長九年（一六〇四）辰に書かれたと思はれるこの古文書「津久井若柳郷下成物割付」には、「津久井若柳郷の二百石は、貴志弥五郎殿所務有るべく・・・」と知行割を担当した幕府代官頭の一人、彦坂小刑部元正が旗本貴志弥五郎に幕府所領を安堵証明した内容の古文書である。この貴志弥兵衛に与えられた采地高の相違について寸沢嵐村の年貢割付状等を調査すると、寛文元年（一六六一）十月十七日付の御年貢請取り書状には、寸沢嵐村は石高二百七十七石七斗三升五合で高合五十五貫五百四十三文とある。また、寛文以前の同じく寛永七年十月二十日付の年貢割付状にも、石高の明記はないが五十二貫九百九十二文とあるので、寸沢嵐村の石高は二百五十石程度となる。（一貫=五石）これらを考えて見ると、寛文四年、久世大和守が行つた総検地（一六六四）以前を考えた場合、当初、旗本貴志弥兵衛正吉に宛がわれた所領は、寛政重修家譜の七百石ではなく、実際は二百石余りと見る事ができ、「津久井若柳郷下成物割付」（写真6）にある通りの割付と成つてゐるのである。しかし、年代を降つた寛文四年の総検地では寸沢嵐村は七百七石八斗二升二合と成つていて、『寛政重修家譜』での記載、貴志弥兵衛正吉が「津久井若柳郷七百石を賜う」と云う近い数値に成つてゐる。これは寛政に書かれた重修家譜が寛文四年検地の石高を元に書かれたからであろう。

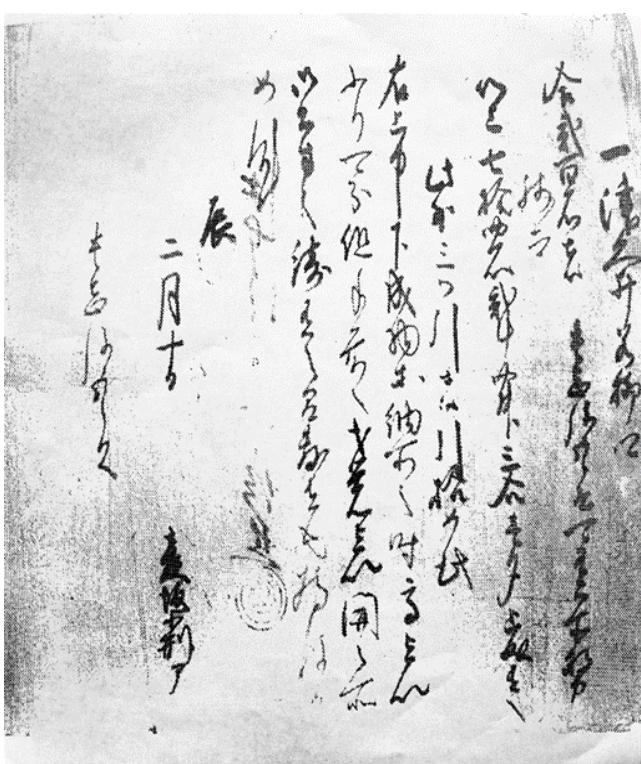
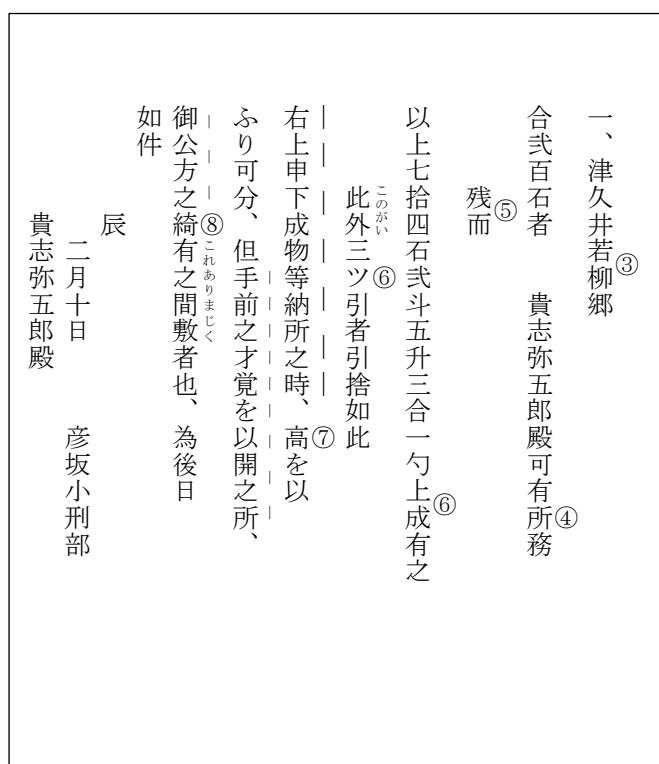


写真6 「津久井若柳郷下成物割付」（公文書館蔵、寸沢嵐村古文書）

「斗六升五合」で、新高は四百二十七石九斗五升七合、合わせた村高は七百七石八斗二升二合で、寛政重修家譜の貴志弥兵衛正吉の項での「津久井若柳郷七百石を賜う」とほぼ一致が見られ、寛文四年の古高「二百七十九石八斗六升五合」は、先述、寛文元年十月十七日付の寸沢嵐村御年貢請取状の石高二百七十七石七斗三升五合とは「二石ほどの」差で、ほぼ、同じと見ることが出来る。もう一度、慶長九年の「津久井若柳郷下成物割付」の下記の古文書（写真6）解説の詳細を見てみよう。

最初の①「裏書」では、午七月十日とあるが、この文書が文禄元年（一五九二）辰に書かれた物であるならば、その二年後が文禄三年（一五九四）が甲午となる。また、慶長九年（一六〇四）辰なら、慶長十一年（一六〇六）の午となる。この時、②「伊熊」なる代官頭・伊那備前守忠次が、同じ代官頭である彦坂小刑部元正の出した、旗本貴志弥五郎（正吉）へ家康が、津久井若柳郷の一部寸沢嵐郷を文禄元年、または慶長九年に宛がつたその証明文書（写真6）の裏面へ、確かな保証として「伊熊」の裏書を添えているのである。

③若柳郷に関しては、永禄二年（一五五九）の『北条衆所領役帳』に「若柳村」があり、津久井衆として八人の名の記載がある。すでに記述しているようにこの頃、この地域は若柳一村で、まだ寸沢嵐村は無く、この古文書により若柳村の一部が分割された事を表し、この証文には確かに「寸沢嵐」という地名は出て来ないが、若柳郷の小名寸沢嵐を旗本貴志氏に寸沢嵐郷が宛わられた証拠文書といえる。しかし、元和四年（一六一八）貴志家断絶により寸沢嵐村郷は上知され、元和五年、代官守屋佐太夫行廣により上給検地され、寸沢嵐村という幕領地となつた。

④では若柳郷の二百石を貴志弥五郎が土地の支配する事を幕府が許可している。尚、二百石についてはこの項の最初に述べている通り寛文四年（一六六四）以前の古高の事であろう。平成三十年三月一日発行の相模湖歴史研究会報『阿比乃中山 第三号』「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一」に掲載した、慶安二年十月「恐乍返答書を以申上候御事」（公文書館蔵・寸沢嵐村古文書・状⑯）の地方古文書の分析より、若柳の寸沢嵐郷は貴志弥五郎

に文禄元年頃宛がわれた事が分かるが、それはこの裏書古文書（写真6）より二百石程度と見られる。また、寛永三年（一六二六）十月の「寸沢嵐村年貢割付状」（県立公文書館蔵）があり、これは寸沢嵐郷が上給された元和五年（一六一九）より七年後の寸沢嵐村の割付状である。それには永合五拾三貫七百八文とあり、古高の永高制を石高にするには一貫＝五石で、この古高は石高制では約二百六十八石となる。ゆえにこの裏書古文書で当初宛がわれたのは二百石であるので、貴志弥五郎はその後の自己開発によつて六十八石程度増やしたと見てよいのであろうか。

⑤の「残而」は残りという意味と解釈され、⑥「上成」については年貢の事で、七十四石武斗五升三合壱勺の年貢が課せられるという事である。これより、旗本貴志正吉が私領として与えられた若柳郷の一部（寸沢嵐郷）は、二百石と年貢の七十四石二斗五升三合一勺を合わせた合計二百七十四石余りが宛わられたのであろうか。但し、この計算については筆者の年貢割付状の不勉強の為、正しいと断言できないが、この値は前記、寛文元年（一六六一）十月十七日付の御年貢請取り書状の、寸沢嵐村は石高二百七十七石七斗三升五合で高合五十五貫五百四十三文との記載に近い。『寛政重修家譜』での記載、貴志弥兵衛正吉が「津久井若柳郷七百石を賜う」は、寛文四年の検地を基にして記載され、先述の通り本来の貴志弥五郎が賜つた私領は「二百石」であり、自己の切り拓いた耕地が寛文四年までに七十九石程度だとすると、古高二百七十九石余りとなり、寛文四年検地では、前述、十七頁の上段左、「寛文四年以前の新高四百二十七石九斗五升七合」をこれらの古高二百七十九石を加えると七百六石余りとなり、寸沢嵐村の村高として「津久井若柳郷七百石を賜う」という『寛政重修家譜』での記載になり合致する。

⑥について「三ツ引」は、三割引の事で、何か年貢から引かれる事柄（川欠・永荒・砂引・山崩等）があつて、それを加味して右の年貢となつたといふ事であろうか。

⑦については行全体を考えると、これからは年貢は検地を行い石高を定め上納する事を命じ、⑧は「いろいろ」で「干渉する」という意味であるので、貴志弥五郎自身で開拓した土地については、徳川家康（公方）、つまり幕府

は貴志弥五郎の私領であるので干渉し関る事は無く、その開発地には年貢は及ばないという事を保証したものであろう。以上、彦坂小刑部元正が旗本貴志弥五郎に所領安堵した古文書「津久井若柳郷下成物割付」を分析してみた。多分に解釈・計算の間違いがあると思われるが、筆者の推論として留め置き頂きたい。

さて、県公文書館蔵の写真6「津久井若柳郷下成物割付」の年号「辰」について、公文書館の若柳目録や『相模原市史ノート』（歴史余話⑨ 神崎彰利）では慶長九年（一六〇四）の辰歳としている。村上直著『代官 幕府支えた人々』を参考にすると、彦坂小刑部元正は家康が関東入国すると、これに従い陣屋を鎌倉（現横浜市内）に置き、その周辺の相模国大住郡、愛甲郡、高座郡、鎌倉郡、津久井領に於いて、天正十九年（一五九一）、文禄三年（一五九四）、慶長八年（一六〇三）にわたって検知を行つたとある。さらに、慶長十一年一月には農民の上訴によつて彦坂は失脚したとある。これらを考慮すると、この古文書は代官彦坂小刑部元正の失脚前、慶長九年辰のものと推測される。しかし、古文書（写真6）「津久井若柳郷下成物割付」では年貢割付高が石高制になつてゐるが、一般には慶長九年の検地では未だ永高制で、石高制になるのは寛文四年（一六六四）の総検地からであるとされる。慶長九年辰と思われるこの「津久井若柳郷下成物割付」が石高制という事はどういう事であろうか。慶長九年検地の「御地詰水帳」が津久井各村には残され、若柳村に於いても「相州津久井領若柳村御地詰帳」があり、記載内容は全て貫文の永高制である。また、この慶長九年より十五年後、たびたびの例となる元和四年（一六一八）私領寸沢嵐郷の貴志家断絶後に行われた、元和五年上給検地「貴志弥兵衛上給寸嵐之郷御地詰帳」の記載も永高制である。慶長九年辰のこの「津久井若柳郷下成物割付」古文書が石高制であるのは、一般に旗本等に宛がわれた私領に關しては、彦坂小刑部の指揮の元、永高制を改め石高制に変えつゝあつたのであるうか。

先述の通り彦坂は関東入国すると、天正十九年や文禄三年に鎌倉に陣屋を置き、その周辺の津久井領に於いても検地を行つたとされる。検地に長けた彦坂は若柳村の小名寸沢嵐郷の旗本貴志弥五郎の私領検地は容易の事であつ

たと思われる。また、山岳地であり辺鄙な津久井各村の幕領は永高制から石高制への移行は徐々にであり、完全の移行は寛文四年の久世氏支配からであるとされ、これらを考えると貴志家の私領寸沢嵐郷は津久井最初の石高制検地の実施された地であると云う事も可能ではないだろうか。

いづれにしてもこの古文書の「辰」は慶長九年が妥当と思われるが、慶長九年辰の検地で若柳村の一部寸沢嵐郷を貴志弥兵衛正吉に宛がつたという事ではなく、文禄元年（一五九二）辰に家康より宛がわれた貴志弥兵衛の私領寸沢嵐郷を、新たに慶長九年に幕府が検地し、その私領を再安堵した証明と考えるのが妥当であろう。以上、この古文書の石高制に關して疑問は残るが、今後の読者の解明研究に期待したい。

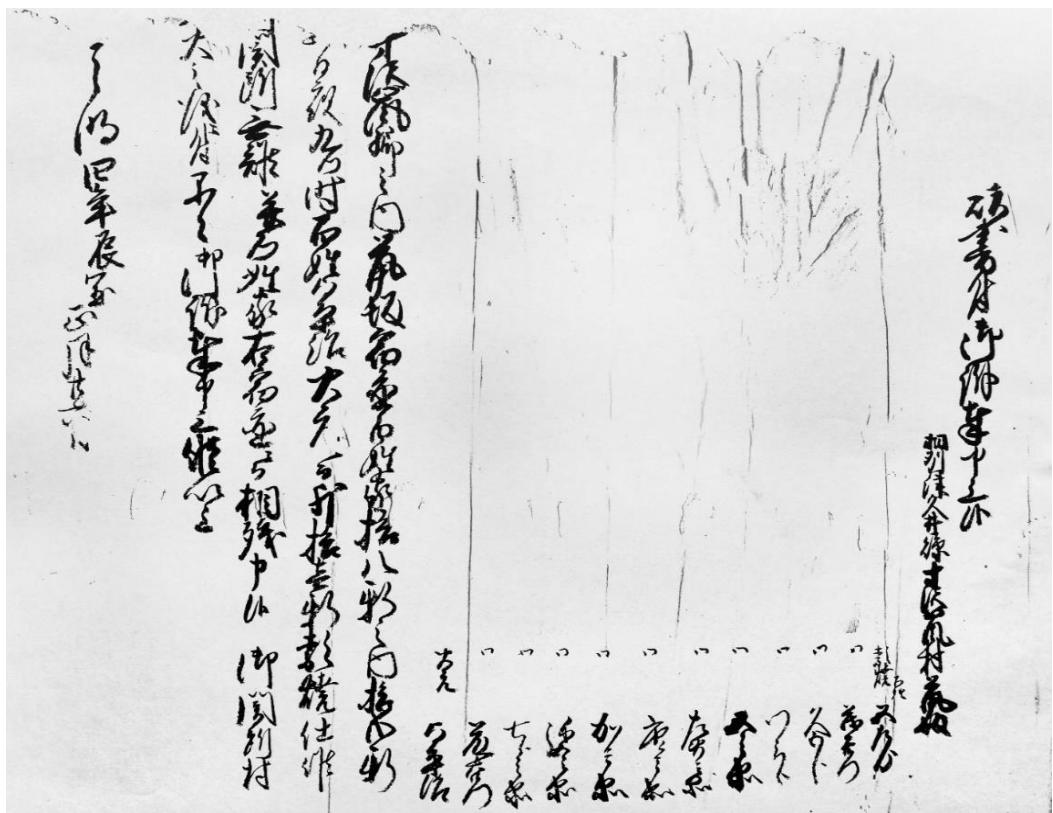
『相模原市史ノート』では、裏書にある「午七月十日 伊熊」は、彦坂小刑部の改易（慶長十一年か）後を引き継いだ伊奈忠次がその二年後、慶長十一年（一六〇六）に処務を安堵した署名であると記している。一般に言われる事は、家康が関東入国するとすぐに家臣への知行割が行われたという事であるので、平成三十年三月発行『阿比乃中山 第三号』（三、寸沢嵐村の分村と与次右衛門伝説 その一）の二の口の写真2、地方古文書、慶安二年「恐乍返答書を以申上候御事」（神奈川県公文書館蔵・寸沢嵐村古文書 状⑯）に記載があるように、「貴志弥兵衛様御知行ニ廿六年御取上被成候へとも・・・」とあり、貴志弥兵衛は二十六年間、寸沢嵐郷を知行したことが分かること。貴志弥兵衛正吉が元和四年（一六一八）九月朔日に死して御家断絶上がる。貴志弥兵衛正吉が元和四年（一六一八）九月朔日に死して御家断絶上知されるので、これより二十六年を引くと、文禄元年（一五九二）辰で、貴志弥兵衛正吉はこの年から寸沢嵐郷を処務したことが解かる。つまり、この地方古文書から文禄元年の辰に貴志弥兵衛に小名寸沢嵐郷が宛がわれた事が実証される。これからすると、写真6「津久井若柳郷下成物割付」の年号「辰」は文禄元年辰と考えられる事もないが、当初、小身の旗本貴志弥兵衛に与えた若柳村小名の寸沢嵐郷は、家康から私領として宛がわれただけで、当然私領検地等は行われていなかつたであろう。そこで慶長九年（八年力）辰に幕府代官頭の彦坂小刑部元正が、初めて文禄元年辰に家康より宛がわれ

た貴志弥兵衛正吉の私領を検地し、年貢と処務地、自己開発地等を線引きし
明白に記したのが、この彦坂小刑部元正のこの古文書と見ることが出来る。

つづく (相模湖歴史研究会会員 山田正法)

四、鼠坂宿の火事古文書史料

○古文書史料① 「以書付御訴奉申上候」 (山口芳文家所蔵)



以書付御訴奉申上候
相州津久井健寸沢嵐村鼠坂

類焼	百姓	五左衛門	(小川昭子)
久五郎	茂右衛門	(小川エツ)	(不明)
門三郎	五兵衛	(芳沢英雄)	(小川慶治)
五兵衛	左次兵衛	(中村正吉)	(小川誠策)
市郎兵衛	加兵衛	(小川幸信)	(小川童造)
加兵衛	弥五兵衛	(小川先祖)	(小川有国)
七郎兵衛	藤右衛門	(不明)	
与平治			

寸沢嵐郷之内、鼠坂宿並百姓家拾八軒之内拾武軒、
六日日夜九ツ時、百姓与平治火元三而外拾壹軒類焼仕候、
御関所無難并百姓家右宿並二而相残申候、御関所村失
火之儀二付、早々御訴奉申上候、以上

天明四年辰閏

正月廿六日

古文書解説

古文書史料①「以書付御訴奉申上候」 ②古文書抜粋

中絶候小不地等を嘗め奉達常所候
之處も江戸本村等御事務所別御候不候
者たる事務は改次御候事務候御事務
並御事務候御事務候御事務候御事務
小不候事務候御事務候御事務候御事務
事務候御事務候御事務候御事務候御事務
並御事務候御事務候御事務候御事務候御事務
八人候御事務候御事務候御事務候御事務
候御事務候御事務候御事務候御事務候御事務

天明の大飢饉は三年、四年、七年が著しい飢饉であった様である、異常気象は天明二年（一七八二）から始まり、春から夏にかけては多雨となり蒸暑く洪水に悩まされ、更に七月には相模西部の小田原や大山方面で大地震が発生、津久井県でも各村に地震被害が出た。天明三年になると春から夏にかけては曇天の毎日、雨も多く夏に冬着を出す始末で、夏は冷害となつた。更にこの天候異変に拍車を掛けたのは五月、六月、七月の度重なる浅間山の噴火で、噴煙は成層圏に留まり、曇天と火山灰が各地に降りそそぎ、日光不足で成長期の農作物の生育を妨げたのである。天明三年のこの様な飢饉の状況のもと、次年の天明四年（一七八四）正月六日の深夜十二時（九ツ時）、鼠坂宿の与平治宅から火が出て、鼠坂宿並びの百姓家十八軒の内十一軒が類焼したのである。さいわい鼠坂関所は無事であったが、これは当時、「西風強吹払」とあるから冬の寒中で現在のいわゆる西高東低の気圧配置で、強い西風が吹いていたとの事であろう。

（前略）
御尋ニ付、小前帳差上置候通、相違無御座候、鼠坂
之儀者沼本・本村寸嵐郷並方格別地面場所柄悪
敷、常ニ困窮仕、既先御代官蓑笠之助様御支配之
節、別而御損分被成下、永々御取箇御取下ケニ被成

下候程之事、殊凶年相続及飢渴候所、去ル辰

渴力

閏正月六日之夜、九ツ時出火仕、西風強吹払、宿

並不残類焼仕、身抜ニ逃退、其外類焼不仕者

八人有之候候得共、大火故二八人之者共類焼同様ニ難儀
仕候、併乍相残候八人之者共昼夜不限、私差添働
（後略）

鼠坂関所は相模湖歴史研究会報、創刊号の鼠坂関所跡の写真の様に、宿の一番西に在り、西風により火は東に流れた為、関所は無事であったのである。また、鼠坂宿の住民は御公儀の御関所第一と言う事で、百姓の自家はともかく、御関所の無事を最優先に考え御関所類焼を死守したと思われる。当時のそんな状況が脳裏に浮かんで来る。火事の月日は古文書史料②から正月六日と分かるが、その日から二十日過ぎの二十六日、鼠坂宿並の百姓も徐々に平常生活に戻り、御関所の失火を代官所又は御奉行所に上申したのがこの古文書①である。天明三年の飢饉の翌年の正月の火事、鼠坂宿の百姓家にとつては二重の災難でもあり、鼠坂宿百姓の困窮の声が聞こえ来る。尚、百姓の下の○内の名前は、筆者作成の江戸時代俗名変遷表、鼠坂地区から割出した昭和期の鼠坂住人の名前である。ご参考にして頂ければ幸いです。

古文書史料①は写真で分かる様に一番上の部分□が虫食い等で三列欠けていて読む事が出来なかつた。列の右脇に欠けた字、「六」「御」「失」を補足しています。

るが、これは後記する古文書史料②によつて判明した事を当てはめて補足した。依つて古文書史料②により鼠坂宿の火事は、天明四年の正月六日である事が判明したのである。

小川家由緒書より

鼠坂宿は当時から同じ宿でありながら若柳村に属する百姓家、寸沢嵐村に属する百姓家があつた。これは現在も鼠坂地区に於いては、本来は寸沢嵐であるにもかかわらず、飛び地として若柳地番が寸沢嵐地番に囲まれて存在する事に繋がつてゐる。鼠坂に多い苗字「小川」の先祖は、尾房山に落着したと言われる小川土佐守祐忠に由来する。小川家先祖（七郎兵衛）由緒書（浅川サカイ蔵）によると、小川土佐守祐忠は元毛利家の直参で、後に織田信長に仕え、豊臣秀吉からは近江国・伊予国内にて七万石を賜る大名であつた。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いでは太閤の高恩を以て石田方に組したが、小早川秀秋と共に東軍に寝返り、徳川家康の勝利に貢献した。しかし、小川祐忠は家康からは厚遇されず、領地は没収され行方不明となつてゐた。更に由緒書によるとその後祐忠は、津久井県の若柳村・間の山の宇尾房山に落ち来たり、梶井太郎兵衛と言う家臣を連れ居住したとある。また、弟の小川源左衛門は元和元年（一六一五）大坂夏の陣に鉄砲組に召出され軍功あつて、津久井県の「間の山」字尾房を拝領したとある。更に由緒書は、小川祐忠は慶長五年の関ヶ原の戦いの後、行方知らずとなり尾房山に落着、その四年後の慶長九年（一六〇四）の御縛入れの時、小川一族は寸沢嵐村内鼠坂に居を移したとあり、それを表すように慶長九年の若柳村御地詰帳には名請耕作人として苗字「小川」の記載があり、若柳村名請耕作人二十六人の中で第六位の名請耕作人となつてゐる。検地帳に苗字「小川」で記載があると言う事は武士・侍であり、若柳村に地位の高い武士「小川」と言う人物が確かに住居していた事が伺え、小川家由緒の通り、大名であった小川土佐守祐忠一族の尾房山隠遁を裏付ける証拠でもあろう。先述している様に江戸時代初期は若柳村一村であつたが、家康入国に際し、徳川家康の家臣であつた貴志弥兵衛正吉が若柳村の一部寸沢嵐郷を宛がわれた。しかし、正吉の子貴志弥兵衛正盛は元和四年（一六一八）十八歳の若さで亡くなり、当然妻子なく後継

者無き故、元和五年寸沢嵐郷は総検地が行われ上知された。代官には日連村出身の守屋左太夫行廣が若柳村と同様當てられ、若柳村と寸沢嵐村の幕府領二村が成立し、近年まで至つたのである。

以上、小川家由緒書よりの概略を述べたが、小川一族が慶長九年、鼠坂に居を移した場所について考えてみると、先述の様に鼠坂も江戸初期、小川一族が居住していた場所は若柳村内であつた。しかし、元和四年の分村に際してはその居住地は若柳村鼠坂の実力者「小川」は、元大名と言う権威を以て寸沢嵐郷への変更を拒み、若柳村の名請人である事を固執した。これと同様な事は、先記した山口にある正覚寺の最初の建立場所がそうである。正覚寺は永禄二年（一五五九）の後北条所領役帳津久井衆で、若柳村八人の兵役賦課人で、二貫五百文の兵役義務を課せられ「若柳村内の正覚寺」であつた。現在この正覚寺の古屋敷の周りは全て寸沢嵐地番でありながら屋敷跡地は若柳地番となつてゐるのである。この様に在地での先祖からの権威者、実力者、権力者は力を以て、新たな名前変更を許さずその地を固守した事が伺える。以上から鼠坂へ尾房山から慶長九年、小川土佐守祐忠一族が居を移した地は、現在、大部分寸沢嵐地番であるが、寸沢嵐地番の飛地とし若柳地番となつてゐる事の証と思われる。

古文書史料②

この古文書は願人の寸沢嵐村名主喜左衛門が御奉行所へ提出しようとした天明元年、四年、五年、七年の出来事を記した組頭忠兵衛・作左衛門との出入り訴状の原本で、天明大飢饉での貸付金の配分等で鼠坂組に住む名主喜左衛門と沼本・寸嵐本村の組頭との対立がその内容であると思われる。この古文書は冊に纏められた長文で解読の時間を要する為、省略している。

鼠坂宿の火事については、概略的に旧相模湖町広報「相模湖再発見 その七」で平成四年三月に、発表しているが、今回は当時の古文書原本（山口芳文家所蔵）の写しをコピーして史料②として掲載した。当時鼠坂宿の火事の日付が明白でないので、日付記載の新たな古文書を探している中で古文書史料②に出会い、それを抜粋したのが史料②である。②の日付は天明八年未八

月と書かれていたが、未八月は天明八年でなく、實際は天明七年の事の様である。しかし、その中に、鼠坂宿の火事の詳細を記した一文があり古文書史料①を補う大事な古文書史料となつた。古文書史料①では先述した様に一番上の部分□が虫食い等で三列欠けている為、何月何日に火事があつたのか不明であつたが、これを補つてくれたのが古文書史料②なのである。

史料②によると、「天明八年（一七八八）の前、四年前の辰の閏年、つまり天明四年の正月六日の夜、十二時（九ツ時）ころ出火し、冬の西風が強く吹き払う時、鼠坂宿の並び残らず類焼し、皆身を脱し逃げ去つた。幸い類焼しない者八人いたが、大火事の為、この八人も類焼同様に困窮している。しかし、八人の者共は昼夜も限らず、私も付添い働き・・・近村又は親類の身寄り方へ金錢、或いは穀物等急ぎ借り・・・」との内容で、この古文書史料②から火事の日付がわかり、天明四年に起きた鼠坂宿火事の全貌が明らかになつたのである。

古文書の正月六日は現在の太陽暦では二月初日頃、冬の寒中、一年でも最も寒い時期である。冬の寒氣団が居座り日本海側では大雪、太平洋側は寒風吹き荒ぶ毎日、この時に鼠坂宿は西風に煽られ大火となつたのである。宿の並びは残らず類焼、住人は着の身着のまま逃げたのである。類焼した百姓の安否やその後についての記述はないが、村内の近親者や身寄りを頼つて暫くはそこに身を寄せて暮らしたと思われる。現在の鼠坂の状況からすると、類焼家も年月を経て鼠坂宿並びに家を再興し、その後も関所を守りながら明治期に至つて來たのである。

また、史料②には類焼を免れた八人がいたとある。大火であつたのでこの八人も類焼同様に悲惨な目に遭つたので、名主喜左衛門は付添つて、近隣の村の親類身寄りを頼り、金錢、穀物等を急ぎ借り遣わしたとある。そして、史料②の続きには（省略）、「小屋を差出し雨露を凌がせ、蚕等の仕事も少しづつ行わさせ、御手当金を右類焼の者共へ貸し遣わしたが、沼本・寸嵐組は御手当金は平等に割分ける様に要求し、とても迷惑難済しているとある。そして、沼本・寸嵐組には前から格別の世話を以て穀物迄、怠る事なく年賦で借り出しているのに彼はと今日申し立て來ているが、御手当金は鼠坂

類焼の者へ貸し遣わすことが然るべき事であり、法外不実な申し分にあつて・・・」とあつて、地方古文書分析によるとの時代、寸沢嵐村は道志組、沼本と本村である寸嵐組、そして鼠坂組の三組とに分かれてい、道志組から名主一人、沼本・寸嵐・鼠坂組から一人の名主が出る一村二名主制が取られていた。しかし、沼本・寸嵐組と鼠坂組は先ほどの追加内容の通り村内に対立し、この天明時期は大飢饉もあつて、それぞれの組ごとの貸付金に対する恩恵と名主への反発もあり、それに關係した出入り訴状の古文書が多くみられる。これらの天明年間の寸沢嵐村内の出入の内容が細かに記載され冊になつたものが古文書史料②である。今回は、鼠坂宿の火事に關わる処のみを抜粋して史料とした。

尚、史料②の前半部の内容については、「鼠坂は沼本・本村寸嵐郷の並びより土地・場所柄も悪く、常に困窮している地である。先の御代官蓑笠之介様の享保十九年（一七三四）寛延二年（一七四九）まで御支配の時は別に損失分（飢饉の損失分か？）を下され、御年貢も取り下げをしてもらつた事もある。殊にこの所、凶年が続き飢餓に及んでいる時・・・」とあり、そして古文書史料②の右から五行目下の「去ル辰閏正月六日之夜・・・」の鼠坂宿の火事内容へと続く。

蓑笠之介代官の時は、津久井の飢饉は元文三年（一七三八）となるが、それ以前の享保十一年（一七二六）、享保十三年の萩原源八郎代官の時も大飢饉となつてゐる。享保、元文、天明三年の度重なる大飢饉で御関所も抱えた鼠坂宿は困窮が積もりに積もつてゐた、その時の天明四年の大火事であつたのである。

旧道志橋が出来る以前は、沼本と三ヶ木野尻下を結ぶ「沼本の渡」又は

「落合の渡」と呼ばれる渡船があった。「落合の渡」は、相模川と道志川が

合流する地点からその名がある。その頃の荷運びの主流は馬であり、馬が渡

船に乗船し津久井方面へ、逆には藤野方面への往来荷役を引き受けていた。

車の時代になりどうしても橋を架けなければという事で道志橋が開通したの

である。大正二年（一九一三）三月二十三日の事であった。津久井郡吉野三

崎往還道志橋という事で神奈川県・郡会議員や村長、技師、土木関係技術者の

出席の開通式写真は写りも良く貴重である。橋の開通式には渡初があるが、道志橋は道志地区在住の山口仁兵衛家の三夫婦であった。近年では昭和六十三年に完成した内郷地区若柳と千木良を結ぶ「桂橋」の開通式に於いても、三代夫婦の渡初があり筆者近所の山口家が行っている。旧道志橋も新道志橋に変わり、現在は写真の通り基礎のコンクリートを残すのみと成っている。

「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その二」は、相模湖歴史研究会報『阿比乃中山 第三号』のその一に引き続いての掲載である。B4版での論考をA4版に改めたり、章立ての原稿を載せてるので、理解に迷う事もあるかと思われる。また、『阿比乃中山 第三号』の「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その一」の写真等を再度掲載使用しているので、『阿比乃中山 第三号』を参照して読まれると理解が深まると思う。また、江戸時代の相模湖、内郷地区の若柳村・寸沢嵐村の分村と名主与次右衛門の処刑伝説であるので、他地域の方々には馴染みない歴史研究で、興味が無い方がおられると思うが、その点はお詫びしたい。尚、「寸沢嵐の分村と与次右衛門伝説 その三」も予定中である。

鼠坂宿の火事は掲載してある様に、旧相模湖町広報「相模湖再発見 その七」と題して、平成四年三月に内容は発表済みで、古文書史料①と②として原文写真を掲載したのは今回が初めてである。相模湖町広報へは二十五年程前の掲載であった事を考えると感慨深い。この時の古文書史料は現在歴史研

究会員の山口芳文氏の長兄・喜範氏の御好意によるものであった。二十五年前の掲載で鼠坂宿火事の日付のある古文書史料②がなかなか筆者の書庫から見つからず、どうにか記憶を辿って見つけ出した古文書の写しであった。

（山田記）

相模湖歴史研究会会員は常に募集中です。直接、毎月の第二土曜日、時間は夜七時から九時迄、直接、山口の正覚寺へお越し頂いても結構です。また前もって詳細を聞きたい人は、次の会員へ連絡して頂いても結構です。

山口 (042-685-3330) 石川 (042-685-0649) 山田 (042-685-1145)

